

平成 20 年第 4 回定例会
与論町議会会議録

平成 20 年 1 月 8 日開会
平成 20 年 1 月 11 日閉会

平成20年第4回与論町議会定例会会議録

目 次

第1日（12月8日）

1. 開 会	6
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
1. 日程第2 会期の決定	6
1. 日程第3 諸般の報告	6
1. 日程第4 議案第55号	7
1. 日程第5 議案第59号	7
1. 日程第6 議案第57号	9
1. 日程第7 議案第58号	10
1. 日程第8 議案第56号	11
1. 日程第9 認定第9号	12
1. 日程第10 一般質問	13
麓 才良君	13
川村 武俊君	26
大田 英勝君	36
喜村 政吉君	45

第2日（12月11日）

1. 日程第1 陳情の委員長報告及び討論採決	60
陳情第12号・陳情第13号（総務厚生常任委員長）	60
陳情第7号・陳情第8号・陳情第9号・陳情第14号 (文教経済常任委員長)	62
1. 追加日程第1 発議第5号	65
1. 追加日程第2 発議第6号	66
1. 追加日程第3 発議第7号	68
1. 追加日程第4 発議第8号	69
1. 日程第2 閉会中の継続審査、調査申し出について	70
1. 閉 会	71

平成 20 年第 4 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 20 年 1 月 8 日

平成20年第4回与論町議会定例会会議録
平成20年12月8日（月曜日）午前9時10分開会

1. 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
第3 諸般の報告
第4 議案第55号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第5 議案第59号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例
第6 議案第57号 平成20年度与論町一般会計補正予算（第5号）
第7 議案第58号 平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
第8 議案第56号 字の区域変更について
第9 認定第9号 町道路線の認定について
第10 一般質問

2. 出席議員（11人）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 川村武俊君 | 2番 林 隆寿君 |
| 3番 供利泰伸君 | 4番 福地元一郎君 |
| 5番 喜山康三君 | 6番 本畠敏雄君 |
| 8番 喜村政吉君 | 9番 野口靖夫君 |
| 10番 麓才良君 | 11番 大田英勝君 |
| 12番 町田末吉君 | |

3. 欠席議員（1人） 欠員（0人）

7番 坂元克英君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名（12人）

- | | |
|----------------|--------------|
| 町長 南政吾君 | 教育長 田中國重君 |
| 総務企画課長 元井勝彦君 | 会計課長 佐多悦郎君 |
| 税務課長 沖吉明君 | 町民福祉課長 沖野一雄君 |
| 清掃センター所長 杉田惣孝君 | 産業振興課長 池田一郎君 |
| 商工観光課長 久留満博君 | 建設課長 高田豊繁君 |

教委事務局長 野 田 俊 成 君 水 道 課 長 岩 村 安 峰 君

5. 職務のため出席した事務局職員（2人）

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君 書 記 林 孝 德 君

開会 午前9時10分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 坂元議員は、都合で旅行中のため欠席しております。

ただいまから、平成20年第4回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（町田末吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、4番 福地元一郎君、9番 野口靖夫君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（町田末吉君） 日程第2、会期決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月11日までの4日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月11日までの4日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（町田末吉君） 日程第3、次は諸般の報告であります。報告事項については、印刷して配布してありますが、その概要については事務局長に朗読させます。なお、本会議に提出されました陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○事務局長（川畠義谷君） この際、諸般の報告を申し上げます。

まずははじめに、平成20年10月分の例月出納検査結果報告書、平成20年度財政援助団体等に対する監査の結果報告、与論空港株式会社の事業計画及び決算に関する書類の提出がありましたので、その写し（出納検査結果については一部の写し）を配布してあります。

次に、閉会中における町外出張活動の状況は以下のとおりであります。

次に、議会だよりにつきましては、広報委員の皆様が編集作業に従事していただき、第89号を印刷配布してありますが、御協力いただきました全議員の皆様に感謝申し上げ報告いたします。

○議長（町田末吉君） 諸般の報告は終わりました。

-----○-----

日程第4 議案第55号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第4、議案第55号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

議案第55号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。平成18年の条例改正により58歳以上の職員の昇級停止を廃止し、新たに4級以上の職員及び4級以上56歳以上の職員に対して、昇給抑制措置を講じておりますが、昨今の厳しい財政を鑑み、より一層の入件費抑制措置として55歳以上の職員に対する昇給抑制を行うための条例の改正であります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第55号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第59号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君）　日程第5、議案第59号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南　政吾君）　議案第59号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、平成21年1月1日より産科医療保障制度が創設されることを踏まえ、被保険者等が出産に際して負担する費用が増加する場合が多く見込まれることから、産科医療保障制度に加入している施設での分娩に対し、出産育児一時金等の支給額35万円に3万円を上限として加算する健康保険法施行令の一部改正に伴い、与論町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君）　提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

5番。

○5番（喜山康三君）　ただし条項のところに、必要があると認めるときは規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとするということになっておりますが、町長はこの規則についてどのようなお考えをお持ちか、見解を伺いたいんですけども。

○議長（町田末吉君）　町長。

○町長（南　政吾君）　この件については、御承知のように与論町においては産医院がございません。ですから、できるだけの方法を使って妊婦さんの立場に立った考え方の要旨を進めていきたいということで、御承知のように与論町だけが別にいろんな出産支援金をやっているわけですが、それについても今回から県がまた支援するということになってはいるわけでありますけれども、今後とも、私ども町単独でもですね、その金額については検討していく必要があるんじやないかと、まだまだ不足しているという考え方をしております。今までなかつた県からの今回の支援金については、非常に算定のやり方がちょっと問題があるということで、算定をもっと実情にあわせた算定の仕方をしていただきたいということで陳情してございます。

○議長（町田末吉君）　5番。

○5番（喜山康三君）　県の方でも今年から離島出産支援の条例をつくっていただき、交通費、宿泊費等についてですね、支援をいただいているわけですが、また以前にも町長の御判断ですね、また与論町独自の出産支援の方もできましたけど、これ

でもまだまだ今の子供を生み育てる環境というのは非常に不足していると思いますので、是非この点についても格段の御配慮を町長に要望しておきます。以上です。

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第57号 平成20年度与論町一般会計補正予算（第5号）

○議長（町田末吉君） 日程第6、議案第57号、平成20年度与論町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第57号、平成20年度与論町一般会計補正予算（第5号）、補正予算の歳入につきましては、地方特例交付金45万9,000円、地方交付税2,977万円、国庫支出金7,958万3,000円、県支出金128万1,000円、財産収入148万3,000円、町債1億4,400万円が増額となっております。また分担金及び負担金12万円、諸収入9,000円が減額となっており、差引き合計2億5,644万7,000円が増額となっております。

次に、歳出の主な内容といたしまして、総務費の総務管理費2億2,434万円、民生費の社会福祉総務費927万1,000円、児童福祉費824万9,000円、衛生費の清掃費183万9,000円、農林水産業費の水産費500万円、耕地費252万5,000円、商工費230万7,000円、土木費の道路橋梁費256万6,000円、消防費110万7,000円が増額となっております。また教育費の小学校費260万1,000円が減額となっており、差引き合計2億5,644

万7,000円を増額し、予算総額42億4,313万4,000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第57号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号については、

委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号、平成20年度与論町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号、平成20年度与論町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第58号 平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（町田末吉君） 日程第7、議案第58号、平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第58号、平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

主なものは歳入で、療養給付等負担金4,215万5,000円、財政調整交付金2,390万2,000円の追加、歳出で保険給付費5,617万8,000円、共同事業拠出金490万5,000円、諸支出金558万円を追加計上してございま

す。

御審議され、議決していただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第58号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号、平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって議案第58号、平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第56号 字の区域変更について

○議長（町田末吉君） 日程第8、議案第56号、字の区域変更についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第56号、本町内の字の区域変更について、提案理由を申し上げます。

この変更は畠地帶総合整備事業（担い手育成型）第2那間地区事業実施による区画整理のために生じた字界を変更するものです。

御審議され、議決していただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第56号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号、字の区域変更についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって議案第56号、字の区域変更については、可決されました。

-----○-----

日程第9 認定第9号 町道路線の認定について

○議長（町田末吉君） 日程第9、認定第9号、町道路線の認定についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 認定第9号、町道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

本路線は、町道整備事業により整備された道路ですが、今回、道路台帳を整備し、道路法第8条第2項により、町道路線として認定を求めるものです。

御審議され、議決していただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、認定第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第9号、町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。本件は認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって認定第9号、町道路線の認定については、認定されました。

-----○-----

日程第10 一般質問

○議長（町田末吉君） 日程第10、一般質問を行います。

順次発言を許します。10番 麓 才良君。

○10番（麓 才良君） 平成20年第4回定例会における一般質問をいたします。

御存じのように、今、本町を取り巻く状況は、明暗織りなす状況があるように見受けられます。まず、明るい状況といたしましては、本町の長年の念願でありました光ファイバーの導入が関係各位のたゆまない努力により実現の方向に向かってまいりました。また、新潟県の妙高市や東京都北区区長との交流の新たな展開があり、人材交流の輪が広がろうしております。これらのことは、外海離島である本町の明るい兆しであるととらえても過言ではないと思います。また一方、先の認定農業者との語る会にもみられますように、農業をはじめとする各種産業が非常に厳しい状況を迎えております。まさにこういうときにこそ、島づくりの理念とビジョンの明確化、その共有が求められているのではないかと考えます。本町の目標には、オンリーワンの島づくりということが掲げられておりますが、その中においては、理念とビジョンの共有が今ひとつ町民の間に、何でこれでというところが浸透していないのではないかと、ふと昨今思うところであります。また現在、次期奄振や本町の第4次総合振興計画への取りまとめが行われておりますが、このことは改めて理念とビジョンの共有を進める好機であると考えます。私は、私なりに共生共同を理念として掲げながら、循環型社会、循環をキーワードとしてとらえて、島ぐるみ地域ぐるみで人づくり、土づくり、健康づくりを柱にして、その仕組みづくりと仕掛けを考えてまいりたいと念じております。

そこで、第1に、人づくりについて、第2に土づくりと糖業振興をはじめ農業全般についてお伺いをいたしたいと思います。

人づくりについて、第1項目といたしまして、申し上げましたように、新潟県の妙高市長や北区区長の来島の折、期せずして人材育成のための交流を促進する話が盛り上がってまいりました。まさに与論の人づくりの更なる展開へのきっかけとなるものであると期待をするものであります。また、障害がある子供たちが与論高校で学べるように署名活動が行われております。これらのこと踏まえながら、島ぐるみでの一貫教育・生涯学習の仕組みづくり、仕掛けを見直して、より一層の向上を目指したいと願うところであります。

第2点といたしまして、これらの支援をするためにNPOの育成など新たなサポートの仕組みづくりが考えられないか、お伺いをいたします。

第2に、土づくりと糖業振興についてであります。第1点といたしまして、申し上げましたとおり、昨今の農業を取り巻く厳しい状況は、肥料や飼料の高騰をはじめ、より一層厳しさを増しており、特に遠隔地の外界離島においては、その影響は一層大きいものがあります。そこで、土づくり対策として、堆肥センターを中心とした独自の取組が求められているのではないかと考えます。オンリーワンの土づくり対策について、見解と方策をお伺いいたします。

第2点といたしまして、現在、各品目に対する助成が行われておりますが、土づくり対策こそが全体的に波及効果が大きいものと考えます。助成措置のあり方等についても、現在の状況に沿った、より効果的な対策が求められていると考えますが、その御見解をお伺いいたします。

第3点といたしまして、さとうきびの経営安定対策の説明会が行われております。また、先の議会でも論議が行われております。この新しい制度への対応については、農家の皆さんの不安と不満の声が聞こえております。各地区島々に応じた基準の設定の要望があり、これまで行政担当の皆様方も強く要請を重ねているということで理解をしておりますし、しかしながら現状では決められた基準を一通りやってみてということで進めていかれるようあります。今後、このようなさとうきびの厳しい状況において、生産に安定的に取り組むためには、各地区に応じた要件の設定が求められております。高い設定を先に設けてやってみて、各地区の状況に応じるというやり方に転じて、まずその地域に応じた要件を決めて、農家のやる気、生産意欲を削がないように、生産意欲をよりサポートするような形から進めていくのが、こういう厳しい時代の流れの一つではないかと思うのであります。その対応についてお伺いをいたします。

○議長（町田末吉君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前9時29分

再開 午前9時30分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず、最初に1の1について申し上げます。第4次与論町総合振興計画の基本構想における「島づくりの方向」の一つとして、「オンリーワンの人づくり」を掲げ、1 時代を先取りする人づくり、2 健やかな人づくり、3 心豊かな人づくりを基本にこれからとの与論を担い、発展させるための優れた人材の育成に努めているところでございます。御指摘の件については、今後各課と連携を図りながら検討していきたいと考えております。

次に、1の2についてお答え申し上げます。21世紀に入り、少子高齢化の進行、国際化や高度情報化の進展、環境問題の顕在化など、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しております。NPOの活動は、個人の社会参加や自己実現の機会の提供、多様なニーズに対応した社会的サービスの提供、地域社会の活性化への貢献などといった社会的役割を担っており、その果たす役割は、今後ますます大きくなっていくことが想定されます。

こうした中、本町においても、情報通信、生涯福祉及び環境保全などの多様な分野でNPOの活動が活発になってきており、これらの活動に対する町民の期待は大きいものがあります。

のことから、本町におきましても、NPOに対する各種助成情報の提供、各種調査事業の委託及び活動費の助成等、様々な支援を行っております。御指摘の新たなサポートの仕組みづくりについては、今後本町の財政面も考慮しながら関係課と検討していきたいと考えております。

次に、2の1についてお答え申し上げます。

本町の土壤は腐植が少なく、肥料もちがあまり良くない土壤が多いことから、堆肥等の有機物を継続的に投入して土づくりを行うことは農業生産上とても重要なことであり、その上で堆肥センターの存在は必要不可欠なものであると考えております。

そこで、現在、土づくり対策といたしまして、県営畠地帯総合整備事業の土層改良事業及びさとうきび増産プロジェクト基金事業を活用して本町堆肥センターの堆肥の投入による土づくり事業を実施しているところでございます。

また、土づくり効果につきましては、堆肥の投入だけではなく、輪作や夏季の間

作緑肥と堆肥投入を組み合わせることでより高い効果が得られるものと考えます。今後は生産農家に対して、これらの土づくり効果について啓発を図るとともに、各種事業を活用して積極的に土づくり対策を実施してまいりたいと考えています。

次に、2の2についてお答え申し上げます。土づくり対策は、現在、県営畠地帯総合整備事業の土層改良事業で麦屋地区、さとうきび増産プロジェクト基金事業でさとうきびを対象に土づくり事業を行っております。土層改良事業については、ほ場整備が完了した地区を順次進めていく計画であります。さとうきび増産プロジェクト基金事業についても、夏植、春植を主体に将来的にも継続してまいります。その他、強い農業づくり交付金事業により、採択要件の面積を確保し、事業を導入してまいります。

また、土壤診断センターで化学的成分の分析を行っており、診断結果に基づき各作物に応じた施肥設計を行っております。今後とも土づくり対策として科学的・物理的両面から取り組んでいきたいと考えております。

最後に、2の3についてお答え申し上げます。さとうきびの経営安定対策は、農談会等を通してこれまで何回か説明をしてまいりました。農家の方々も制度の内容は御理解いただいたものと思っております。しかし、現時点での制度の内容は、経営規模の小さい本町にとっては誠に厳しいものがあり、農家の皆さんの不安・不満があることは十分理解しております。今年6月には徳之島町で国会議員・県会議員・農水省との意見交換会があり、また8月には本町に農水省の担当官をお招きし、本町の実情を見ていただき要件緩和等要望したところです。今後とも関係機関一体となって要望してまいります。

なお、本制度がいかなる条件になろうと、さとうきび生産に安定的に取り組んでいただけるよう関係機関一体となって諸方策を講じてまいります。

なお、1の1、1の2については、教育長からも答弁をいたします。

○教育長（田中國重君） それでは、1の1についてお答えいたします。

東京都北区花川区長の御来島は、28年前の北区立東十条小学校と本町3小学校との姉妹盟約に基づいて行われている児童・職員・保護者との交流の発展として、区教育委員会教育長（代理）と区長の訪問が実現したものであります。本町からは、これまで町長も教育長も数回にわたって上京して交流を図っていますが、北区からは初めてであります。今回の来訪で、北区及び北区教育委員会と本町及び本町教育委員会との交流が正式に実現したことになります。本町からの児童訪問団は、前回18年度からホームステイをお願いし、人数も2倍に増やして家族ぐるみで交流を深めているところであります。そのせいで、本年8月には児童・職員・保護者合わせて52名が、本町においていただきました。今後、北区や同教育委員会の一

層の御理解・御協力のもと、県へも働きかけて1年ないし3年間の教職員の人事交流により、双方の学校教育や社会教育の活性化を図ることができればと考えております。

新潟県との交流は、妙高市だけでなく、世界的カメラマンで本町在住の和田州生カメラマンと新潟県上越市出身で同じく世界的カメラマンの佐藤秀明氏の指導で、上越市と与論町双方の子どもたちが撮影した写真を集めた「雪国上越と南国与論の子ども写真展」を双方で開催することができました。今回の生涯学習フェアの講師として自費でおいでいただいた佐藤氏と和田氏に直接お願ひして、双方の作品をそのまま交換し、各学校に展示させていただくことになりました。これがその一例ですが、これは雪国的小学校の教材で出てきます「かさこじぞう」のその地蔵さんに雪がかぶっている様子でございますが、これあたりは、とても私たち与論町では実体験できないわけでございますが、こういったものの交換、これを機会に、雪国と暖かい与論島との作文・図画・習字・カルタ等を通した交流を、推進していきたいと考えております。

次に、与論高校に特別支援学級か、あるいは大島養護学校の分教室を設置することについては、離島における義務教育終了後の特別支援教育の課題として、極めて重要であります。それゆえ、先日本町で行われました全国離島等教育長会でいろいろ論議し、その決議文については文科省や離島関係の国会議員、鹿児島県教育委員会義務教育課（高校の特別支援学級についても、この義務教育課で担当することになっております）や鹿児島県議会議長にも既に手渡ししてありますし、「誠風」1月号でも既に町民各位にお知らせしたとおりであります。特別支援学級の設置については、法改正が伴いますので簡単にはいきませんが、本町としては22年度から与論高校に大島養護学校の分教室の設置を是非とも設置していただく方向で、町民の共通理解を図り、一丸となって推進していく必要があると考えております。そのために、去る11月21日の出張の折に、県教育委員会義務教育課長に別紙の質問・意見・要望書を提出しております。そして、今月16日本町来島の折に、直接生徒の実態を御覧いただきて検討願いたいと考えております。また1月には、鹿児島大学の地域貢献事業の一環として、ノーマライゼイションについての教職員はもとより、町民各位の理解を深めるために、鹿児島大学の先生方の出張講座をお願いしているところであります。

2番目のNPOについてお答えいたします。NPOというわけではありませんが、国の制度として、現在、茶花小学校と与論中学校に特別支援教育のための支援員が配置されております。来年度は那間小学校にも配置の予定ですが、再来年、与論高校に大島養護学校の分教室が設置されるとなると、県か町独自の特別支援教育

支援員が必要になります。そこで、NPO等の協力が必要になると思われます。なお、本年度町教育行政の重点課題の一つに「学校サポート隊の編成と活用」を掲げておりますが、これもNPOとして組織化できればと考えているところであります。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） まず、土づくりの方から論議をいたしたいと思いますが、先ほども申し上げましたように、そのような関係機関、お互いに協力しあって努力をして、要請をしているところでありますが、徳之島で会合をされたということに象徴されるようにですね、奄美は一つという観点から、もう一步抜け出して、地域特性を共有する地域での対策というのを別途に考えないと、群島全体での対策ということになると、全体の平均というベースがどうしても出てこざるを得ない。そうすると、与論にあった細かな対応ができないという側面が出てくるわけであります。御存じのように、大島本島は徳之島と沖永良部・与論とは、全く農業環境が違うといってもいいぐらいに違うわけであります。そうするとこの問題については、これから状況が厳しくなればなるほど、その地域に即した基準の設定というのが非常に肝要になってくるわけであります。そういう点からの、その理念というのを県や国の方により強く申し上げていく必要があるのではないかと思います。こういう基準にしてくださいということじゃなくて、地域に合った基準を設けるように考えていきましょうやという、この理念といふんですかね、この考える基本というのをまず押し上げていくというのが今は大事なことではないかと思います。そうすれば、そこからその地域にあった基準というのは、頑張っている、実際に取り組んでおられる方々、また財政的な問題、そういう県からおのずとその地域にあった、またお互いが共通理解をして取り組んでいける、共に汗をかいていこうやという流れができるてくるのではないかと思います。そういうことで、より地域にあった観点をとらえていくためにそういう取組方を是非お願いいいたしたいと考えるところです。見解をお願いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 総体的なことから申し上げますと、先ほど議員がおっしゃいましたように、その循環型社会づくりというのが、言い換えれば完結型の社会づくりというのが私どもの与論島の目指している、オンリーワンの理念でもあるわけがありますが、その中で、土づくりの方についての考え方でございますが、実は前にも何回か申し上げたと思うんですけども、堆肥センターを造るときにですね、その考え方、その堆肥センターの位置づけというのをオンリーワンの島づくりを通して考えた結果、いろいろと独自の方法を県に申請をしてきたわけです。その結果、1

年近くも時間が掛かったわけで、まず、この土づくりということについては、事業導入によってつくるのと、自ら、農家の方々自らが目的を持ってつくるという二つの方法があるんじやないかという考え方をいたしまして、両方でどういうふうにして進めていくかという考え方から、あの堆肥センターを考えていったわけがありましたが、まず第一に、事業導入によってやるということについては、堆肥センターの落成と一緒に、それからできる肥料が完成するのに併せた事業を導入するというのを同時に進めてきたわけであります。その結果が、ちょうど東区の畠地帯総合整備事業の、今の土づくりをやっている事業が約10億の予算であります、それであります。そうしているのともう一つは、自ら農家の方々がつくると、努力していくということについては、今現在、牛糞等については産業廃棄物ということで、その処理は金を出して農家の方が処理をしていただいているというのが現状であります。その中で、与論町の場合は代金を支払って購入しているということで、その方向について、県の指導は非常に堆肥センターの運営が難しくなるので、それはまずいんじやないかと、その考え方はおかしいんじやないかということでの御指導をいただいたわけでありますが、私どもとしては、自ら頑張る方が頑張れるような地域づくりをするためには、改めて補助金を出してやるというよりは、自ら頑張っている人に対する代償を支払った方が、より早く効果的に土づくりができるんじやないかということで、今のような方式を取ったわけであります。その代わりできた製品、原料についての代金は製品でお返しすると、そして使うときにいつでも取れるような体制で堆肥センターで預かるというような形ですね、そういう形を今やっているわけであります。そういう両面からの土づくりをしていく、その地域に合った土づくりをしていく。それとまたもう一つ考えられるのが費用の問題であります。まず、高ければなかなか使おうにも使えないということで、15キロ当たり400円以下という設定もして、今現在365円かで売っているわけでありますが、それも併せて考えてできたのが今の堆肥センターであります。それも地域にあった対応策の一つとしてですね、やっぱり上から条件が揃っている地域と、揃っていない地域と一緒にした基準づくりに従っていくと、どうしても条件が整っていない地域は取り残されるという考え方にならざるをえないわけであります、私どもとしても今までやってきたのが地域を中心とした、地域にマッチした方法を何とかお願いしたいという思いで今までやってきているところであります。これからもその考え方を継続してまいりたいというふうに思っております。

以上です。長くなりました。すみません。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 堆肥センターの建設についても長い念願であります、こ

れも地域の方々、有志の方々の熱い思いで今の与論の堆肥センターができたことに、私も感激をいたしているところであります。この土づくりについてはですね、お伺いすると、今ありましたように事業に乗せた形でのその堆肥の、堆肥センターの堆肥の利用については伸びてきているけれども、農家の個々の利用体系については期待したほどの伸びが見られないというのが実情のようであります。昨今の状況は、肥料の高騰とか、飼料の高騰とかというふうにあります、肥料の高騰にいたしましても、その肥料のその種別によって値段の開きが非常にあるわけですね。それとまた、聞き及ぶところによりますと、先週の大地震の影響でリン鉱石の産出が少なくなってきた影響で、それも肥料の高騰に影響していると。また、今後の見通しとしては、現在のような化学肥料の供給体制というのが近いうちに変わってくるというような流れもあるようです。そういうことを勘案していった場合に、本町における土づくりというのは、もう一歩また進んで取り組んでいく必要があるのではないかと思います。そうすると、農家戸々の利用意欲に待つという方策も一つですが、それを促進するという方策も考え合わせていかなければいけないのではないかと思います。与論の場合は、堆肥センターは畜産農家と裏表、もう表裏一体の関係にございますので、今、堆肥センターは厩肥の持ち込みが非常に当初の予定よりも多くなっている。それは対応が追いつかないというような状況にあるようであり、また一方では各農家においても牛舎の環境改善という観点からも牛舎における液の噴霧によって牛舎の環境改善並びに堆肥の増産というようなことも進められているようで、こういう中央に集約した形での対応型と、農家戸々での対応というのをきっちりと体系付けながら、その中で中央の堆肥センターにおいては現在の堆肥に過不足している精糞等を加味して、各品目ごとにより効果的な様相を加味して対応できるような形にしていくべきではないかというふうな要望もあります。この件について見解をお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、おっしゃる社会的な立場で見ていくと、やっぱり中国とのその原料ですね、リン鉱石の問題で原料を出さないということで、いろんな肥料については、特に化学肥料がもうなくなるんじやないかというふうに言われているわけでありますが、実際私どもとしては、もう島内でなんとか完結できるような、有機化ができるような体制を持っていきたいというのが、もう一番の目的であります。そういう点で、今つくっている堆肥についてでございますけれども、今まで、昨年増設ということでやったんですが、そろそろそれが効果を出し始めているわけですが、今までその地域の、与論の島の人たちの必要に応じた対応が全くできなかつたということも一つあったわけであります。それともう一つは、今つくってい

る堆肥をきちっとしてやった後にいろんなものの堆肥の種類があるわけでありますので、それは順次進めてまいりたいというふうに思っております。例えば今の場合は牛糞のみでやっているわけでありますが、ほかのは一切もう混ぜていないわけでありますけれども、いろんなつくり方がありますので、それはまた隨時ですね、本文とするものをきちっとした上で考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 私はそういう道に詳しいというわけではありませんから、思いつくままに見聞きしたところから話をするわけでありますが、例えば化学肥料の投与の仕方についても、化学肥料の表示をしてある成分をそのまま、これはさとも用の化学肥料だったらその肥料をそのまま使うと、非常に値段が高騰しております。きびのは、ある程度また値上げ幅が小さくなつて、それを肥料ごとによつても非常に差があるわけです。これを堆肥等を基にして、この肥料の成分をかき合わせていくと、必ずしも高いものを使う必要はないのではないか。そういう化学肥料についても、そういう組み合わせの仕方をすることによって、より安くて効果的な肥料の投与ができるのではないか。とするとですね、ここで今求められてくるのは、そういうことを与論町の現地で執り行つたりするためには、今、農業を取り巻くこれから本町においては大きな課題の一つに、化学的な証明を島ができるかというのが島の農業の大きな要点の一つになつてこようかと思います。そうすると、現在の土壤診断センターとか、化学的な分析の施設、そういうものをですね、どれだけのものを本町で備えていけるのか。また、それに対するお互いの共通理解というのを、共有意識というのをどれだけ持つていけるか、これも本町の農業を取り巻く、本町なりの形のオソリーワンの農業を発展させるための基本的要件ではないかと思います。そういう施設、そういう体系があれば、今の時代に応じた体系的なその組み合わせというのも本町独自のものがでてくるのじやないかと思います。それで、そういうのを踏まえて、化学的な証明をするような、そういう施設等の向きについて見解をお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 正におっしゃるとおりでございまして、その品目に対してですね、いろいろ堆肥の様相が違うわけで、それはもう当然のことであります。そのことについてはですね、私ども町としても、あるいはまた農協と協力をしてですね、より今あるものの効率を高める、そして肥料を何かにするような方法をまた相談しながら農家の方々にも伝えてまいりたいというふうに思っております。

それと、あと今度は総合的な今後の島の問題としまして、その土壤診断、今、あるわけでありますが、これは十分ではないと思います。内部充実はやっていかなければ

ればならないというふうに考えております。それと、できた製品に対する保証といいますか、ちゃんとしたその残留農薬もないよというような、安心して食べられるような、その検査といいますか、その組織もですね、つくっていきたいというふうに考えております。今、造っています加工センターのところに、それもやりたいということで一時は計画したわけですが、事業の内容からして、その対象にならないということで、それはもう一応次に回そうということで引いてありますが、今後はできた製品まで、きっと町で間違いない保証ができるような体制に持っていく必要があるんじゃないかと。今、間引きで月に何回か送って、何十万円かの費用を使って認定はしてもらっているわけですが、すべてのものがこっちの島でできるような体制に将来はもっていく必要があるんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） こういうことを進める上においてですね、今、町長の答弁の中に、農協と協力してとかということがありましたが、確かにですね、JAは本町の農業にですね、なくてはならない組織です。また、このおかげで本町の農業も成り立っているわけであります。しかしながら、諸課題をですね、事細かに対応していくためには、町と農協だけの関連という、これまでの感覚では難しいと思います。やはり、民間各位のですね、それぞれの取り組んでいる方々も一緒にそこの中に入つて、島ぐるみで取り組んでいくという、そういう中において、JAはJAの持っている機能をどれだけ十分に出してもらえるか、またお互いが農協のそのシステムを存分に使っていけるか、こういう観点でなければならないと思います。それこそがですね、今後JAが地域に即して、地域に生き延びるJAとしての課題でもあると思うんです。そういう観点から、やはりお互いこれから取り組んでいくのは、地域ぐるみ、島ぐるみという発想で是非取り組んでいく必要があるのではないかと思います。先ほど申し上げましたように、単に土づくりだけ取つてもですね、島ぐるみでなければならないし、これに対して化学的な分析機能も備えないといけないということになってくるわけであります。山のない与論が山をつくるためには土づくりをして、地の底に山をつくつて、そこに水を蓄えていくことが、大事な観点があると思います。

それから、次にさとうきびの安定化対策の問題ですが、先ほど前段に私が申し上げました島ぐるみ、地域の特性を活かした基準づくりというのは、正しくそのことありますが、この件についてですね、今の段階では、今の基準で一回やってみて、そして見直しをしていこうということですが、これは見直しをしていく

時のその取組方についてもですね、今のうちからどういう方向で取り組んでいくかということを考えていかないといけないと思います。WTOの関係も私どもに意見提出の陳情も来ておりますが、そういうのも絡み合わせて課題をどのようにして、今度は解決する方向はどういう手立てが必要であるかというのを考えて、そういうものも押し上げていく必要があると思いますが、そうなるとさとうきびのことについては似たような、地域ごとの対策というのも、連携というのも必要になってくると思いますが、いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 問題点は二つあると思いますけれども、一つはその面積、作付け面積、私ども与論町が一番80何%というですね、1町歩以下の農家の方々がいらっしゃるということで、一番もう何といいますか、関係しているのが与論町、奄美では与論町ということになろうかと思います。ですから、今の国からの、上からの決め方については、大変もう苦慮して、最初からもういろいろとお願いをしてやっているわけであります。特に、私どもこちら関係のあります県議の金子先生とかですね、知事はもちろんですけれども、それとか大臣の先生方にお願いして、もう熱心に、それこそお願いを、その対応策をお願いしているわけでありますが、なかなかそれが見えないというのが今の非常に私どもとしては苦慮しているところであります。しかしながら、いろんな方向をまた県の方からの指導もありまして、今までのやり方である程度対応できるような方法が見つかるんじゃないかということで、今農家の人たちとも相談をしながらやっているわけでありますが、本当に安心してきびがつくれるかというと、まだそういう状況ではありませんので、今後大きな課題として、私どもは国の考え方を変えていただくような運動をしていかなければならぬというふうに思っております。

それともう一つは、せっかくつくったきびの価格がですね、WTOの問題で一応日本としては賛成するというふうな意思表示まで出ている関係もありまして、それについてはもう大変な問題があるということで、特に沖縄、鹿児島、北海道、これだけはもう直接大変な打撃があるということで、今、政府の方と私ども代表として出でいらっしゃる先生方にいろんな角度からお願いをして、その問題をお願いしているところであります。何としてでも、とにかく安心してつくれる状況をつくらんことには、もうどうにもならない状況に来ているわけで、また周りの方々とも相談をしながら頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 非常に、はい、分かったということですぐ方向付けができる問題ではないので、お互いに厳しい課題を抱えているわけですが、その中でも申し

上げましたように、島の基準というのはどういうところに設定をするのか、ただ、今、現状に合わせた設定の取り方とですね、きびづくりを中心にした与論の農業体系をどういうふうに持っていくか、その中で土づくり対策もこういうふうに取り組んでいくか、その上にこういう基準設定を見込んだらどうかという、そういう自助努力をしながらの基準設定、ちゃんとした方向を明示しながら基準設定、こういうところにお互いが努力をしていくべきではないかと思います。そのことが、こういう厳しい問題を上に突き上げていった時に、それが直接通らなくて、その代わりこういう対策をしようじゃないですか、こういうのがありますというふうに直接的でなくとも、それに代わる支援体制とか、そういうのが出てくると思います。何も、ただ基準が厳しいから見直してくださいだけじゃ、その代わり何に取り替えることができるかというのは発想が出てこないと思う。やっぱり、お互いがやっぱりそういう観点に立った汗をかく努力をしたいものだと考えます。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私どもはいつも申し上げているとおり、人づくりではじめて、それをやってはじめてこの島を大きくできるんだと。それ以外に島を大きくする方法はないということは、みんな周知のとおりであります。そういう点では、人づくりに関する条件としては、もうできるだけのことをしていきたいという考え方を基本的には持っているわけであります。先般いらっしゃいましたその妙高市の市長さんとも、まず学校の子どもたちからの何とか交換研修といいますか、そういう方法を少しでもいいから始めてみたいもんだということで、今回また機会を見て相談しようということになっているわけでありますけれども、できるだけ子供たちにですね、広く世の中を見てもらう、一度見て、体で体験するということ以上の勉強はないと思うんですね。そういう機会も、これはまた財政が非常に伴う面がございまして、すぐまた大々的にやるとかということは非常に難しいところがありますが、できるだけそういうことも考えてやっていきたいというので考えております。

それともう一つは、これは答えになるかどうか分かりませんけれども、今私ども、大学がですね、産業と結びついた大学の運営という産学官の問題が出ているわけでありますけれども、その中で、何とかして与論高校にその鹿児島大学枠をですね、各学部ごとに何とかお願いできないかという話をですね、今、やっているわけであります。つい先日、御承知のようにその企業をお願いして入っているわけでありますが、現在、直面しているのが人材ということについてですね、非常に困っている点がございまして、それを基本的に育てていくにはどうしたらいいかということでその話がございまして、鹿児島大学とも今話をしているところですが、何とか基本的な子供たちの育成にですね、希望を持った道が開けるんじゃないかなということで今お願いをしているわけでありますが、可能性としては十分にあるということを大学側からいただいております。それをまた是非進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 与論高校の特別支援学級においてもですね、ただ私どもが県にお願いすることにしても、そういうのを実現するためには地域ぐるみでそういうサポート体制ができますよというお互いのサポート体制もしながらお願いをしていった方が、より効果的ではないかと思いますし、また特別支援学級ができたとしても、そういう島ぐるみでのサポート支援体制がなければ、効果をより高めるための施策にはならないと思いますので、やはりいろんな形での人づくり、人を育てるということについては、地域ぐるみ、島ぐるみという観点で取り組んでいく。そのためにも、その支援体制、仕組みづくりというのが求められていると思います。そのための仕掛けは、やはり行政等が仕掛けをして、その仕組みづくりにみんなで協力

をしていただくということも一つの方向ではないかと思ってお伺いをしているところであります。

いろいろ申し上げてまいりましたが、先だっての認定農業者と語る会の中で、懇親会の中でですね、何か島全体で、みんなでこう楽しくできることがこういうときにはないのかねという話があってですね、だったら昔を思い出してみんなで木を植えて育ててみたらどうかと、みんなで木を植える日を設けて、そのときは子供たちから高齢者まで一緒に木を植えて育てる、そういうのに向かってみたらどうかという話もありましたので、付け加えておきたいと思います。人材をもって資源となすという私たちの島でありますので、人づくり、そして環境ということに関連して、土づくりということについては、お互い協力して頑張っていく必要があると思います。

これで、私の質問を終わります。以上です。

○議長（町田末吉君） 以上で、麓 才良君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩します。10時35分から開会します。

-----○-----

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問です。

次は、1番 川村武俊君に発言を許します。

○1番（川村武俊君） 日本共産党の川村武俊です。平成20年第4回定例会において、先般の通告に基づいて質問いたします。

第1は、公用車の見直しについてです。経費節減のために現在の公用車を見直し、軽自動車やバイクに切り替えるつもりはないか、見解を伺います。

第2は、第2回定例会において国保税の見直しを行い、税率を引き上げる方向で具体策を検討しているとの当局の見解であります。国民健康保険は1958年の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化されました。しかし、国民健康保険加入者は無職者、あるいは年金生活者など、所得水準の低い人が多く、自治体に対する国庫負担削減や医療費の増加などを受け、加入者の保険料負担は重くのしかかっています。全国的に見ると、加入者の19%が国保税を滞納し、与論町でも平成17年度以降、年々滞納者が増加し、今年9月の時点においては、既に13.4%の世帯が滞納し、増加傾向に歯止めがかからないのが現

状であります。

こうした中、全国においては保険税滞納者に対する被保険者資格証明書の交付が急増しております。資格証明書では、一端医療機関の窓口で医療費の全額を払わなければならず、被保険者は医療機関に行くことをためらい、このことによってある民間医療機関の調査では、2年間で29名もの命が落とされていることが判明しております。

このように、被保険者が国保税の重い負担を押し付けられ、命と健康を脅かされている原因は、政府が1984年に法律を改正し、それまでの国保負担率49.8%を2004年度には34.5%にまで引き下げたことにあります。今日の経済の低迷する中で、食料品の値上げや飼料、そして肥料等の高騰で町民の生活はかつて無いほど大変なものであります。

このようなときに、国保税を引き上げるということは、町民に物理的、そして精神的苦痛を与え、町民生活をより一層苦しくさせ、国保税の滞納者を増嵩させ、将来において負のスパイラルを起こしかねません。

こうした自体を踏まえ、国民健康保険法第1条に定める目的である社会保障及び国民保険の向上に寄与する与論町の国民健康保険制度とするため、町民にこれ以上の税の負担を押しつけるべきではありません。見解をお伺いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に1の1についてお答え申し上げます。御指摘の件につきましては、与論町自立化戦略会議から歳出削減の方策として、「用途によっては軽自動車への買換えなど車種、グレードの引下げやバイクの利用促進を図る」との提言があったことから、平成16年度以降、近距離の軽微な用件等のバイク利用の推進や公用車買換え時における軽自動車や中古車の購入の推進等により経費削減を図ってまいりました。今後とも、引き続きこの方針を継続していきたいと考えております。

それから、2の1についてお答え申し上げます。国民健康保険特別会計をめぐる近年の財政状況につきましては、高齢化の進展や医療の高度化に伴う医療費単価の伸びなどを背景に、被保険者に係る医療費が増嵩しており、極めて厳しい事態となっております。この国保特別会計の主要な財源である国民健康保険税につきましては、これまで10年以上にわたり税率の据置きを行ってまいりました。しかし、近年の医療費を中心とした歳出の伸びに対して、多額の歳入不足が生じてきており、やむなく一般会計からの一般財源による補てん、いわゆる法定外繰入れを余儀なくされている状況に鑑み、新年度から保険税率のアップをお願い申し上げたいと考えております。

なお、御指摘のように現下の大変厳しい経済情勢の中での見直しでありますので、税率の上昇分の賦課につきましては、被保険者の皆様の急激な御負担を考慮し、新年度から4年間ほどの期間をかけて段階的に上げてまいる所存であります。また、同時に将来的な医療費の伸びを抑制するための健康づくりの啓発推進や健康診査の受診率の向上及び健康指導等々の施策・事業にも一層力を注いでいく所存であります。何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げたいと存じます。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 公用車の見直しについてでありますけれども、2003年度の12月の定例会において、本畠議員の質問に対して公用車の見直しを行うということで、それから5年が経っております。その間、大変な御努力をされて見直しが行われているわけでございますけれども、また、まだ見直しの余地があるかと思います。是非ともですね、引き続きまた御努力をしていただきたい、このように思います。将来において、やはり環境に配慮した電動車両とかですね、EVとか、そういったのは導入される予定はないか、またお伺いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） 経費削減のためですね、軽自動車への移行は、今までどおり、またそれ以上に進めてまいりたいと思っております。

また、その電動自動車とか、無公害の車については、その単価が非常に高いということと、現在においては町の財政では非常に難しいところがありまして、ゆくゆくはそういうことになるかと思いますけれども、今のところは、もうできるだけ経費削減ということと、軽自動車によってある程度二酸化炭素の排出の方もある程度減るんじゃないかということ、それから私どもとして、町として、今、週に1回、金曜日にノーカーデーというのを設定しているわけでありますが、これは自ら、職員自らの発想でやっているわけでありますけれども、これをまた何とかいろいろ相談をしてですね、その公害面のことについては、また回数を増やすとかですね、いろいろと検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） それでは、保険税について質問いたします。

先ほども申し上げましたように、政府は2004年度に国保の負担率を大幅に引き下げております。この政府の考え方をどのような認識をされているのか、見解をお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） 私どもとしてはですね、この引下げについては、私はあくまで町民の立場でございますので、何とかこれは元に戻すか、もっとお願いしたいと

いうのが心情であります。これはみんな、国民皆そう思っているんじやないかと思っているわけですが、ただ国の財政という面からこういうことになったということはよく分かるわけですけれども、特にですね、分母の小さい、いわゆる人口、高齢化が進んで、担ぐ方の人たちが少ない、逆に言えば担がれる方が多いところは、なお非常に今苦しんでいるわけなんです。一応法的な法定外の一般会計からの繰入れというのは、奄美がもうほとんどそういう状況に入っているという状況にありますとて、私どもとしても、またその対応策としても何とか市町村だけのあれじゃなくて、なんとか県の、大きな県全体とかですね、そういうような形でも何とかまた御検討をお願いできないかということで陳情は首長間でやっておる状況にあります。

以上です。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 引き続きですね、要請をしていただきたいと思います。町民の生活は、今日かつて無いほどの苦しい状況にあります。畜産においてはですね、課税が始まった18年度に比べまして牛の価格が1頭当たりですね、12万3,000円も下落しております。これをパーセントに直しますと約26%のダウンでございます。それに肥料の高騰とかですね、飼料の高騰、これ約1.5%が高騰しておりますと、諸々加算しますと、やはり30%のダウンじゃないかということで、畜産農家も農業をされている方も危機感を抱いているわけでございます。

そういうたつ今日の状況を町長の方はどういうふうに認識されているか、見解をお伺いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、牛の方の価格の方も何といいますか、価格が下がったというのは、十分に承知しているところであります。それに、かてて加えまして、その飼料がもう非常に高騰しているということはもうよく認識しているわけでありますとて、私どもとしても、その町民の非常に、その今苦しい状況はもう百も承知でありますですね、その上でお願いするということなんですね。奄美で見てみると、1件当たりの負担率は最低から2番目で、10年も上げていないんです。それだけ一生懸命頑張ってはきたんです。それでペナルティも、町民の協力があってですけれども、昔は9.4%だったんですが今は9.3%からペナルティが付くと、その交付金が少なくなるという形になっているわけですが、それもペナルティも付けないで一生懸命頑張ってやってきたんですが、上げると逆にそのペナルティの可能性が出てくるわけでありますけれども、それも百も承知で、それでもやっぱりある程度お願いしないともうやつていけないという状況がございましてですね、その代わり、これはすぐその不足分を上げるというんではなくて、少しづつ4年間をかけて今の不

足分を何とか追いつけないだろうかと。恐らくこれからも大分金額が増えていく可能性が十分にあるわけですが、それに対応しては、先ほど申し上げましたとおり、病気にならないような方策をまた取っていく一方でですね、町民の方々が、負担がかからないような方策を考えつつやっていきたいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） これは、1999年3月の定例会において町長が議員をされていたときの質問でございますが、これは国保税に関する御質問をされております。第1回目上げたときのあの対象者のショックといいますと、もう相当なものがあったわけであります。それを町民に簡単に上げるからということでできるものかどうか。今後の行政の運営という面で大きな問題を残してくる可能性がある。そして、滞納というさらなるパンチに見舞われて、想像を絶する問題が出てくるのではないか、非常に気になって質問をするわけでありますが、そういう観点を踏まえて、今後上げればいいという問題ではないと、こう言いまして、市町村の一般会計から財源を持ってきて国民健康保険の赤字を埋め合わせていますと質問されております。これは、もう9年前のことなんですが、正にそのとおりだと思うんです。やはりですね、町民の命と健康を守る自治体の責務からしてですね、国民健康保険税の赤字をやはり一般会計から一般財源によりですね、補てんをするべきではないかと、このように思っておりますが、御見解をお伺いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） そうしますとですね、これは一般町民の健康を守るというのはもう非常に大事で、それ以上のあれはないと思います。またそれに匹敵するようないろんな問題があって、一応私どもは法律の下でやっているわけでございましてですね、その中でしかできないというのが基本なんです。私どもとしては、それはもう町民の立場からいきますと、国が全部持つてもらいたいという、これは思いはそれは当然あるわけでありますけれども、やっぱり持ち分、持ち分というのがございましてですね、それとまた時期的なあれがありまして、ある程度は私ども行政として負担できる範囲内では我慢をして頑張ってやるわけですけれども、ある程度のまた当事者の方にもなんとか助けていただきたいという形で、それともう一つ、安心してまた医者にもかかれるような体制、仕組みづくりといいますか、体制づくりも考えていくまた責任もあるかと思いますが、それを怠りなくですね、やりながら、今のところはどうしてもお願いをせざるを得ないということで、だからといって今回の場合ですね、すぐその一般会計から出ているのが全部解消するということじゃないわけなんです。4分の1しか考えていないということになるわけで、4年間かけてですね、やるということ、4分の1といいますか、今の金額をその4年間で何

とか解消していきたいということでありましてですね、特にやるということじゃないです。

それともう一つ、先ほど申し上げましたけれども、やっぱり滞納という環境を考えたときに、非常にその私どもとしても非常に悩んでいるところがあるわけありますけれども、今の状況としてですね、やらざるを得ないという状況にあるわけです。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 別の角度から御質問いたします。収納率特別対策事業費を251万8,730円支出されております。この事業はどのような内容か、また事業成果についてお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。

やはり今の御質問の、まずトータル的なお話の中ですけれども、やはり収納率をまず上げていかなくちゃいけない、それから保険税のアップも上げていかなくちゃいけない、それと健康づくりの啓発、健康指導、そういったことも併せて進めいくと、この3点がポイントになろうかと思いますけれども、その中で今御質問の収納率の特別対策事業と申し上げますのは、やはり収納率をアップさせるためには、町民に対する啓発、国保税の大切さ、あるいは滞納しますと正直に納めていらっしゃる方々との不公平感、そういったことを是正していくための対策事業でございます。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） その事業の成果として、数字的にどれだけのその成果が得られたのか、お伺いします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 先ほどの町長の答弁の中にもありましたけれども、現年度分ですね、現年度分と滞納分というのがございまして、現年度分で93%分、93%の収納率を下回りますとペナルティが付きます。具体的には、例えば93%未満で91%以上の場合には5%の減額、それから91%未満88%以上ですと7%減額、88%未満で85%以上の収納率ですと9%の減額があるというふうな段階的に、さらに下の方にずっとありますけれども、そういった段階的にペナルティが課されますので、郡内でもその既にペナルティを課されている箇所が何市町村かあります。私ども与論町は、税務課と一生懸命協力しながらですね、収納率をできるだけ上げていきたい、少なくともそのペナルティのラインの93%という数字は、やはり死守しなくちゃいけないと考えておりまして、具体的に、じゃそれが

いくら、収納特別対策事業でいくらの成果があるのかという御質問ですけれども、数字としてこれだけですよというふうにお示しはちょっと難しい点がありますけれども、少なくともそのペナルティを課されないような努力の点では、収納率特別対策事業の成果があろうかというふうに考えています。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 2007年度の3月に安倍首相がですね、答弁された内容があるんですが、通常滞納が発生した場合には、納付相談を行う中で保険税の減免の検討、どうしても支払いが困難な場合は生活保護の申請、その事情がない場合は短期保険証を交付して納税相談の機会を確保する。それでも納付することができない場合には、特別事情がないことを確認した上で資格証明書を交付するという、こういった答弁をしております。この答弁というのは、個別の事情を十分考慮するということでございますけれども、与論町の場合は滞納者の事情をどのように把握されているか、お伺いしたいと思います。数字がですね、滞納者がここ3年間ずっと増え続けております。57、77、88というふうにですね、数字が右肩上りになっておりますので、こういった個別のですね、事情をどこまで把握されているか、もし把握されてなければ、その対策というものを打つことができないと思うんです。そのことについて、ちょっとお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 税務課長。

○税務課長（沖 吉明君） ただいま川村さんがおっしゃいましたように、年々この滞納者は増えております。その滞納者の方々に対して、家に訪問をして徴収をしているわけですけれども、それでもどうしても納税ができないと、困難な方についてはですね、相談を申し上げて納税誓約書、あるいは計画書というものを作成してですね、月々1,000円でも2,000円でも納めていただくと。納めていただくことによって、その保険証を交付すると。また、先ほど川村議員がおっしゃいましたように、どうしても1,000円も2,000円も支払うことができないということになれば、生活保護のお勧めをしたりですね、そういったような形で進めております。

以上です。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 町民の側に沿ったですね、その徴収というのはしていただきたい、そのように思います。9月の時点においてですね、資格証明書を発行されている被保険者がございますけれども、いらっしゃいますよね。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 資格証明書、発行している方が数名いらっしゃいま

す。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） この方に対しては、十分に事情とか、そういったのは考慮した上で発行されているんでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 税務課と一緒に連携を取って情報を基にですね、いろいろ協議を重ねまして、その判断に基づいて発行しております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 被保険者数が年々減少しているのに対してですね、医療にかかる人が年々増えています。これ、どこに問題があるかということなんんですけど、いかがでしょう。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 病気の問題でありますですね、これが原因だというはつきりしたあれば示せないわけでありますけれども、ある程度私どもは下調べとして、何とかその医療費を下げる方法ということで今検討していることがありますが、2、3、これは検討する必要があるんじゃないかという項目は出ております。それを今後検討していきたいというふうに思っております。ただ、それは今のところやってみないとはつきりした数字も何も出てこないもんですから申し上げられない点があるわけですが、確かに御指摘のとおりですね、そういう問題点があるんじゃないかという考え方方は私どももしております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 健康づくり推進事業費に762万4,318円を支出しております。いわゆる、これは予防医療事業だと思うんですけども。この医療にかかる人のですね、動向になかなか歯止めがかからない、こういう状況の中で、この予防医療事業についてですね、どのように認識されているかをお伺いします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 医療費についての考え方といいますか、私どもの考え方ですけれども、やはり御案内のとおりですね、お年寄りの方々のですね、医療費というのがやはり非常に伸びております。またその、じゃあ何がその医療費の中で高いかといいますとですね、その疾病ごとにこうデータがありますけれども、循環器系の病気というのが非常にダントツで多くなっております。循環器系の病気と申し上げますのはですね、簡単に申し上げますと、血液の流れ、あるいはリンパの関係してくる病気、そういったものが非常に増えておりまして、例えば心臓、高血圧の方の場合だと、脳梗塞であるとか、脳の血管障害であるとか、あるいは心臓

系の病気であるとか、血管系の病気であるとか、そういった、もっと申し上げますと脾臓とか膵臓とか、そういったのもすべて関係してきますけれども、血液の流れの関係する病気、いわゆる循環器系の病気というのが非常にダントツで多くなっておりまして、例えば割合で申し上げますと、大体疾病の中の3割から4割ぐらいを占めているというふうな大きなウエイトを占めております。それに続いて、あとはがんであるとかですね、いろいろあるんですけども、やはり循環器系が非常に高いというふうな状況になっております。

また、御質問のですね、健康づくり推進事業に750万円程度の予算が付いているということですけれども、そのとおりでございまして、今の健康づくり推進事業は、国保の中でやっておる事業でございまして、簡単に申し上げますと心の健康であるとか、あるいは地域資源を活用した事業であるとか、あるいはヘルスアップ事業、特定健診事業の予備的な事業ですけれども、その3つの事業が柱になっておりまして、そのほかにもいろいろいわゆるメタボ健診と言われる特定健診関係、それから特定保健指導、そういったものにも800万円程度の予算をまた別に組んでおります。今申し上げましたのは国保の事業ですけれども、一般会計の方でも、また衛生費の中でですね、いろんな健康づくり事業をやっております。また、個別には母子保健の関係の事業である母子保健事業であるとか、老人保健事業であるとか、予防費関係でいろいろな健診、例えば結核健診であるとか、インフルエンザの接種であるとかですね、そういった事業もありますし、また奄振事業のソフト事業としてやっております奄美長寿子宝事業というのも実施しております。あと生活習慣病の予防活動支援事業ということで、与論町はモデル事業ということで、日本観光協会というところから支援を受けまして300万円近い予算をいただきまして、それで事業もやっております。そういった事業、健康づくり事業は、やはりこれから大きな国策としてもですね、非常に力を入れておりますので、私どももそれにこうした形で今後とも、どうしても力を入れていかなくちゃいけない事業だというふうに認識しております。

以上です。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今の内容に、事業内容について、今、課長が説明したとおりでありますけれども、もう効果という御質問があったんじゃないかなと思ってお答えしたいと思うんですが、その効果についてはですね、病気も今日明日できる病気じゃなくて、何十年とかかる。それを元に戻すのもやっぱり時間が相当かかるというのが、もう最初からの事業導入の大前提になっているわけですね、これを少しずつの変化はあるとは思うんですが、気長にやっていかないと効果、目に見えた効

果は出てこないというふうに、もう私どもも最初からそういうことは考えてやっているわけで、できるだけ早く効果が出るようですね、あれをもっと加速していきたいというふうに考えております。今のところですね、数字的にこうなるべき、増えたのが止まったとか、そういうあれがあるかどうかよくわかりません。たくさん増えるべきか、少しだけ増えて済んだとか、そういうあれがですね、はっきり具体的に申し上げられない。前よりも少なくなったという段階までは、まだ来ていないということだけしか申し上げられないわけでですね、今後効果が上がるようですね、徹底してやっていきたいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 疾病分類統計表というのは、平成15年度からの、ちょっと調べてみるとですね、先ほど町民福祉課長が申されましたように、循環器系の疾患ですね、疾病の38%を占めているわけでございます。これがですね、いろんな病気を突出して年々5年間ずっと上がりっぱなしなんですよ。かかった件数ですね、これが一番問題ではないかというふうに思っております。いわゆるこれは生活習慣病の一つでございますが、これを予防するにはどうすればいいかということになるんですが、先日ですね、病院のお医者さんにちょっと話を聞く機会がありまして、お医者さんの話では意識的に、やはり生活改善を図ることが一番重要であるということを申し上げられたんですけども、やはり20年間ですね、お酒を飲み続ければ、あきのがいやくですね、20%ダウンするということですけれども、40年間では約40%の機能が低下してくる、それでも異常はないんですよ、こういうふうにおっしゃっていました。しかし60%を切ったときにですね、いきなりがたっと、もう再起不能になるぐらいまでなってしまうと。だからそういったところは皆さんですね、退職されて、色々自適の生活を送られる、そういう年齢になったら、一気にそういう症状が出てくるんじゃないかな、こういうふうに心配をしているわけでございますが、やはりですね、行政の方としてもですね、やはり率先して休肝日をつくっていく、週に1回ですね、こういうのをつくっていくというのをですね、各事業所や、また町民にですね、周知を図っていただきたい。これがやはりですね、予防医療をする姿勢というんですかね、やはり行政が率先してやらないと町民は絶対動きません。こういったことをですね、申し上げておきたいと思います。見解を、またお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） そのように努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） よろしくお願ひします。

最後になりましたけれども、町民の生活は、先ほど申し上げましたように本当に苦しい状況にあります。国民健康保険法第1条に定める目的である社会保障及び国民保険の向上に寄与する、やはり与論町の国民健康保険制度するために、町民にですね、これ以上の税の負担はやはり押しつけるべきではないということをですね、重ねて申し上げて質問を終わりたいと思います。

○議長（町田末吉君） これで、1番、川村武俊君の一般質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後は3時から開会しますので、よろしくお願ひします。

-----○-----

休憩 午前 11時12分

再開 午後 2時58分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続行です。

11番、大田英勝君に発言を許します。

○11番（大田英勝君） 平成20年第4回定例会に当たり、先に通告した点について質問をさせていただきます。

畑かん施設の活用について伺います。

1 畑かんの整備が進み、農作物へのかん水により、収量向上が図れていることは誠に喜ばしい限りであります。しかしながら、せっかく施設が整備されているにもかかわらず、ほとんど利用されていないケースも少なからず見受けられます。この原因はどこにあるとお考えか伺います。

2 これら施設利用の少ない農家への利用促進対策を講じる必要があると考えますが、何か妙案はないか伺います。

3 水管理組合に畑かん用の水について、汚臭がひどいとの苦情が多く寄せられています。抜本的な対策を講じる必要があると考えますが、見解を伺います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答いたします。

まず、最初に1の1についてお答え申し上げます。

団体営の基盤整備事業で整備された畑かん施設が5地区、県営の畑総事業で整備され、一部供用開始した地区が3地区あります。農家においては、水の重要性を認識され、畑かん施設を整備し、作物の収量向上に努めているものと認識しておりますが、一部使用料との兼ね合いで利用を差し控えている農家があるのも事実であります。

ます。今後、水の使用料と作物の収益の関係をあらゆる機会をとらえ農家にかん水の重要性を説明してまいりたいと存じます。

次に、1の2についてお答えいたします。

平成19・20年期のさとうきびの生育状況を見れば、干ばつと台風の襲来がなかつたことにより、例年より収量が上がったことは衆目の承知するところであり、かん水することが大事であることは理解できているものと思われます。かん水することによって、農作物の収量や品質が大幅に向上することを営農座談会等を通じ、これからも農家に啓発してまいります。

次に、最後に1の3についてお答えします。臭いの原因等については、平成18年11月に前浜のため池、ファームポンド、給水栓から取水し、県環境技術協会に依頼、調査いたしました。その結果、水の臭気の種類は沼沢臭（臭気強度20）であり、その原因は水素イオン濃度（PH）及び溶存酸素量（DO）の値が高いことから植物プランクトンの増殖等によるものと考えられるとの報告を受けております。臭いの原因物質を槽内及び管内付着物の臭気等の関連等を明確にし、有効な臭い対策を講じる必要があると考えております。ため池の水質改善のためには、流入汚濁量の低減や定期的に排泥弁を開放し、管内の付着物や堆積物の除去、汚臭がとてつもなくひどい場合には、底樋を開け、ため池を空にし、汚泥の除去が考えられます。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 原因の理由に、使用料が上げられているようですが、既に供用されている5地区、3地区の使用料について、それぞれ分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） この使用料については、今のところ30円ないし40円というように各組合でやっているようですが、また地域によっては20円という地域も出てきているようです。しかし、なかなかこの電気料を負担するには、やっぱりある程度の水の使用をしていかないと、その負担額ではできないということと、以前にも町の糖業振興会でトン当たり10円の助成をした経緯もありますけれども、それでもなかなかその水の使用をうまく利用していただけないというようなことで、非常に私どももこのさとうきびのこの対策の面から、これまでいろいろと電気料の助成等を実施してまいったところでございますけれども、現在においては、この使用料等が問題になっているというふうには考えているところでございます。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 使えば使用料がかかるわけですので、それもいくらか問題はあると思いますが、先ほどからの答弁の中にも、水をかければ収量が上がるということはよくもう理解も進んでいるようだということがありましたが、確かに雨が多い、そういう年は豊作ということにはなっておりませんので、もう水の効果というのは間違いなくあるわけです。それで、また水とその使用料対その増収の関係についても、明らかに増収の方が多いということも、これはもう既に十分理解していると考えられます。ほかにも原因があるんじやないかと思ったりするんですけど、この5地区、8地区のですね、整備された総面積というのは分かりますか。私があれたいのはですね、総面積を聞くのは、事業導入のときに散水施設を、散水器具を申し込み受け付けて配布しますよね。その散水器具がどれぐらいの面積分申込みがあったかどうかということを聞きたいがために、その総面積プラス散水器具のまたカバーできる面積との差がどれぐらいあるのかなあということをちょっと確認したかったわけです。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） 今の立花地区の例を取って御説明いたしますと、まず面工事は65ヘクタールやってあります。しかし畑かんのその申込みといいますか、その面積は29ヘクタールでございます。と申しますのは、この地区によっては既に井戸を持っていらして、既存の井戸でかん水の施設ができる地域、あるいはまたそうではない、今回の那間地区については、70ヘクタールの面工事を実施いたしましたけれども、その中で53ヘクタールしか畑かんの計画はないと。これにつきましては、今度は水の、流域の関係で溜池の容量がそれだけしかつくれないということでございます。そういうような関係からいたしまして、それぞれそのペーセンテージがですね、実際にその面工事をした分、与論町の場合は100%という畑かん施設ができていないのも事実でございます。これは流域の関係もありますて、その溜池に集水できる能力の範囲というのがもう決まっているもんですから、そういう形でやっております。あと、地下水の併用を考えているんですけども、これもまたその地下水の保存量というのが非常に飲料水との関係もありますて、非常に難しい段階にあります。そういうことで、今後その漏れた分につきましては、更なる対策が必要だろうというふうに今後考えているところでです。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 私が言いたいのは、面工事対何々じゃなくて、その畑かんをした面積、要するに給水栓を付けた面積対散水施設をどれぐらいカバーできるぐらいの散水施設の申込みがあったかという、その比較の答えを言っているんですが。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） その散水器具のカバーできる面積というのが、今申し上げた範囲の、その結局、この分については散水器具が一応農家の方にも行っている予定になっています。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 畑かんにした場合、面工事をして、そしてその畑かんの方のまた同意をもらって、その配管して、例えばこれ、10ヘクタール面工事しても、例えば8ヘクタールしか畑かんの方はしなかったとありますよね。そして、そういう畑かんを導入した場合は、希望した場合は、散水器具もそれに従ってこう申込みができるという形になっていると思いますが、私が言いたいのは、例えば2町歩ぐらいある人が1町歩分しか散水器具を申し込んでいないとか、そういうことでの格差があるんじゃないかなということを言いたいんですが。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） 御指摘のとおりです。というのは、その器具を持っていって移動しながら使うという話も聞いておりますので、そういった全部の面積に貼り付けるということは、農家によってはないようです。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） この辺にもその利用度の上がらない原因があるんじゃないかなと私は考えていますが。当初は気軽に考えて、もったいないから2ヘクタールあれば1ヘクタール分はこう申込みしといて、10分の1とはいってもそれなりのお金がかかるわけですので、そして移動してやるつもりが、なかなかこの移動が大変だということで、その残りの分はほったらかしになっているんじゃないかなということが危惧されるということで、こんなことを申し上げているんです。その件についてどうですか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） 今の件は、御指摘のとおりでございます。ですから、結局その移動をしてやる予定で散水器具を1セットしか注文しなかった。けれども実際は何セットか注文しなければいけないけれどもそれを1セットしか注文してやらなかつたということで、その散水効果がですね、やはり低いということは、今現実のその問題でございます。おっしゃるとおりでございます。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） ですから、当初はそういうつもりで気軽に移動すれば節約もできて、経費節減でうまくいくと思っていたと思うんですけど、さとうきびなんかの場合は、ある程度大きくなると、これはとてもじゃないですけどそこから引っ張

り出してやるとか、また今日はここ、明日はここというようなことは、ちょっと不可能に近い、そういう状況があるわけですよね。ですから、結果的にそうなっているんで、何とかまたそのそれをどういう具合につくればいいか、どういう具合にしてまた助けていけばいいかということで、この提案もしているわけなんですが、その辺については、何か知恵はないですかね。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） まず、現在ですね、町単によります畠かん施設の整備につきましては、溜池の整備、あるいはまた散水器具の助成、これを今、町の単独助成でボーリングとかやっております。4分の1助成でございますけれども、その事業費の4分の1を今は助成して、限度額150万円までというような形で町のかん水施設の助成をいたしておりますけれども、今後そういった希望者があれば、この町の町単独の助成措置を使って、またその器具の普及を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 助成が4分の1ですよね。

○産業振興課長（池田一郎君） 4分の1です。

○11番（大田英勝君） 以前導入したのは、自己負担が10%ぐらいだったですね、9割補助ぐらい。となると、そういったのを見ると、やっぱりこうなかなか手が出ないというか、それをぱっと比較してしまいますからなかなか進まないかもしれませんですね。ですから、中にはまたその散水器具があっても労力というか、高齢化というか、そういった形でなかなか引っ張り出せないとか、そういう方もいらっしゃるんじゃないかなあと思っているんですが、その辺は聞いたことはないですか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） 今の私たち与論町で取り扱っている器具につきましては、今御指摘のように移動式の散水器具であります。ほかの地域におきましては、定置式ということで、もうそこに固定をしまして、60番タイプの大きなスプリンクラーでもってかけていくという定置式のものもあるわけでございますが、本町の場合はハウス、いろんな施設園芸を導入したり、輪作体系の関係を取るということもありますし、移動式の散水器具をずっとこれまでこの地区につきましてはやってきている関係で、今、御指摘のようになかなか高齢化が進んでまいりますと、その機材の移動がやっぱり難しいということもあるよう聞いております。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 実情は分かりましたが、どうしてもまたやはり困っている人

は何か手立てをしなければいけないということで、その散水器具も結構な値段するんですよね。それで何とかその安くできるような、そういう何かがないかというような、ちょっといろいろ検討もしているわけなんんですけど、いろんな知恵を出し合って、今、実際に水を使ってない人に何としても、いくらかでも使ってもらう、また使うと必ずその人のためになり、収量も上がる、さとうきびの今いろんな問題になっているその全体量も上がってくるわけですので、それを例えれば水管理組合ともこういういろんな相談をしながらやっていく必要があると思うんですけど、水管理組合とのタイアップ、指導なり、そのいろんな協議なりでそういうものをいろいろと模索していくような考えはないか、伺います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 実際にこう水を使う量というのが、私どもが望んだような状態にはないというのはもう事実であります。その原因は、いろいろ今申し上げた原因がいっぱいあるわけありますけれども、やっぱり一番大きな問題は、なかなか水の効果というのを認識しているようで、ちょっとまだ十分認識がないというふうな思いもあるわけです。といいますのはですね、昨年のそのちゃんと水、雨が降って、水が十分にあったときの収穫以後、今年の干ばつでは、もう池がほとんどなくなるまで使い尽くしているんですね。今までそういう現象はなかったんです。ところが今年はそういう農家の方々が、やっぱり水があれば間違いないという確信を得たんじゃないかなという思いが一つあります。そうしますとですね、今の畑かんのあれが、今までやった構造改善事業が大体与論の場合は64から66ぐらいの達成率でできているわけですが、畑かんだけはですね、まだ18%かそこらなんです。結局今、和泊の次は与論、この3町では、そして知名という順番で今、畑かんの事業がされているわけですが、これを早急に進めていくということが一番今究極の大きな課題じゃないかと思って、今、県の方にもそれを相当お願いをしているわけです。是非それはできるだけ早くですね、達成をしていきたいというふうに思っております。

それと、あと水については、農家の方々からの意見があれば、即対応できるようですね、そういうことはやっていきたいというふうに思っております。ただその金額の補助、いわゆる今申し上げました4分の1の補助金の問題は、額については問題があると思いますけれども、できるだけやっていきたいというふうに思っております。ただ大きな事業自体で総体的なあれがあると相当安くできるわけですから、もうそれは離れて単独というあれがないもんですから町単でしかできないという形になっていましてですね、できるだけ今後事業をするときに総体的に導入する方向でまた町民の方にもお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 町単のその補助事業は大変ありがたいんですけど、そんなにそれがその申込みが増える見込みはそんなにはないんじゃないかなあと思います。それで、何らかの形でやっぱりこう考えてですね、既製品のそういったのは随分やっぽり高いと思いますので、何かそのビニールパイプをつないでいって、穴を開けたのをつないでおいていくとか、それを何回もこっちでもあっちでも使えるとか、水管理組合でそういったものを貸出しだすとか、いろんなことが考えられると思うんですけど、その私、素人考えなもんですから、そういったのを参考にしながら農業をこう専門的にやっておられる方だったら、またヒントがあればいろんなのができるんじゃないかなあということで、これは何もお金をたくさんこうつぎ込んでやってくださいということじゃなくて、知恵を貸していただければ水管理組合の方でもそれに応じてこう何とか頑張ってみようという機運は出てきております。一部そういった何というかな、出掛けていってかけてあげるというような発想までも出てきておりますので、そういったものに対する知恵を、こうしてした方がより効果的で、こんな方法があればいいですよというようなのがあればお伺いしながら、それをまた活用していければということできょう聞いているわけです。そういうことで、ひとつ、1回、2回こう話し合ってもいい案は出ないかもしれないし、常にそういうことも頭の中に入れながら、何かのときに、あれはどうかね、これはどうかねというようなことで、近いうちにそういうのがまとまっていけばそうしていきたいなあということですが。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） ありがとうございます。今のこの水の効果を出すためには、今現在、散水器具は上方からスプリンクラー等でかん水をする方法を取ってきているわけでございますが、また一方では節水灌漑という形でチューブかん水もあります。したがいまして、一計を機にそのチューブを張って、そしてそのチューブでもってかん水する方法もありますので、そういったものを今後実証ほ等をつくって、やはり展示をし、また農家の方に普及も図っていきたいというふうに考えております。その今園芸作物においては、ほとんどチューブかん水を実施しております。したがいまして、さとうきびについてもそういった方法で実証ほをまたやっていけば、また少しでも効果が出るんじやなかろうかというふうに考えたりしているところでございます。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） そういったこともひとつじっくり取り組んでいただきながら、特に水管理組合との連携も大いに取っていただいて、水管理組合もやはり農家

とも直接接触するわけで、農家が喜ぶ顔が見えて、また皆さんも喜んで水代も使用料も払い、うまくいけばですね、運営もしやすいし、仮に地区内に全然かけてなくて干上がっているような畑があるというのも、またこれはあんまり好ましいことでもないし、みんなが潤って、みんなが喜ぶような形をなんとかこう創り上げていくことが必要だと思いますので、是非いろんな形で知恵を出し合って進めていければありがたいと思います。ですから、そのチューブもいいんですけど、例えばパイプもいいでしょうし、それは長く保つでしょうし、素人ですから分かりませんが、そういうあれだったらまた貸出しもできるし、何回もずっと使えるんじゃないかなと思ったりするもんですから、いろんな形で試験をしていただいたら、管理組合の方でもまたそういった試験を独自にもしていったりすることが必要だとは思うんですが、いろんな知恵を足していただければ大変ありがたいと思います。

それから、この臭いの件なんですが、臭いがどの程度だとその作物にかけられる程度なのか、そうでないのか、これは農家のレベルにもよると思うんですよね。多少のは別に構わないという具合にかける人もあるだろうし、非常にまたそれを食べ物なんかにはかけられないとか、そういう形でより厳しく考えておられるところもあるでしょうし、これが全部がかけられるようになると自然とまたその使用料も増えてくると思います。課長からも何か前にEM菌がどうのこうのという話も聞いたことがあるんですが、何が抜本的に効くかどうかは別として、いろんなことをひとつあっちこっちアンテナを立てて取り寄せて、何かあればまた知恵をいただければ、またその組合の方でもそれに対応するというような形を取りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） 今のそのEM菌のお話も場内で検討をいたしましたけれども、やはり泥に、土に混ぜて放り込むということもありますし、そうしたときには、やはりその今度は人的に溜池を埋めていくことになるということもあります。やはり県とも相談して何らかの対応できる事業はないのかということで御相談もしたんですけども、今、これといった対応ができないというようなことがあります。以前、他の町村でもその曝気槽をつくって、その溜池の水を曝気をして、それを循環してやった経緯があるようですけれども、今現在はその方式は使われてないというような報告を県の方からも受けております。したがいまして、この18年度に県と町の方で調査をした中身の中で、調査報告書の中では、今さっきこちらにありますように、その長く使わずに置いておくとその植物プランクトンが増殖を、缶の中で増殖をして、そしてそれがその臭いの原因になるということで、定期的にその管路に入っている水を抜く、あるいはまたその元になる溜池に入つて

くる水源の水をきれいにする、これにつきましては、その各家庭から出てくる排水だとか、それから畠から出てくる排水、それから家畜糞尿の適正処理、あるいはまた中に、溜池の中に溜まっている汚泥の浚渫、砂の除去、こういったものを年に1回あるいはまた数年に1回、こういったのをやって、やはりその水の浄化を図っていく必要があるというようなことがあります。したがいまして、今後やはりこの地域の取水の関係する地域につきましては、やはりこういった合併浄化槽の早期設置だとか、あるいはまた直接流れ込まないようにということで、今、前浜の上の方には地下浸透用の小さな溜池をつくっておりまますので、常時来る水はそちらの方に一端入って地下の方に浸透しておりますが、大雨のときにそれを放瀝して溜池に入っているという状況でございますけれども、それでもやっぱり今、御指摘のありましたように臭いがするということですので、今後その管路の中に入っている水を今後は定期的に組合の方々と御相談の上、やはり抜いて、そしてそれから使っていただくということを今後実施していこうかということで、課内でも相談をしているところでございます。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 大変ありがたい答弁です。こっちに、例えば水管理組合でできるようなのは排泥弁を開放して定期的に水をある程度出していくとか、そういうできるものは確実にやりながら、また何かそのほかにもまたいろんな方策を考えて、それに付け足していくけば、またある程度その悪臭の対策にもつながるんじゃないかなと思いますので、お互いに協力し合って、どうしてくれ、こうしてくれということではなくて、こういうことがありますので、皆さんも協力してくださいということであれば、もう大いにそういう声を待っているわけですので、共に一緒になってできるようにしていきたいと思います。

池田課長は、産業畑、耕地畑を長く経験しております、与論町においては農業問題のスペシャリストだと私も思っているし、ほかの皆さんも思っていると思います。残念ながら来年3月までということで、残りがそんなにないのが非常に残念ですが、何とかラストスパートでですね、この水問題を含め、農業問題のあらゆるものいろいろな形で、確かな道筋を付けて定年退職をみんなで祝ってできるように、大きな期待を寄せておりますので、ひとつもうきょうからあんまり睡眠も取らないでいいですので、ラストスパートのつもりでひとつ頑張って、みんなでいい島をつくるように共に頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願いします。決意だけ、一言頑張りますという力強い声を。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） ありがたい御言葉をいただきまして、恐縮いたしてお

ります。したがいまして、この件につきましては、今、職員ともこういった次の対策の中で、先だって県の方にもこの問題を取り上げて、今、沖永良部の方にも要請をいたしておりますし、また職員共々この今さつき答弁にもありましたように、私どももみんなでそういう取組をしていかなければいけないだろうというようなことで話し合いをしておりますので、また職員と今後できる方向でまた検討、頑張っていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（町田末吉君） 以上で、11番、大田英勝君の一般質問は終わりました。御苦労様でした。

次に進みます。次は、8番、喜村政吉君に発言を許します。8番。

○8番（喜村政吉君） 先般、通告いたしました一般質問を行います。来年度予算編成の基本方針についてであります。米国の金融危機に端を発した世界的な同時不況の様子を経済も産業も呈してまいっております。このことは、また我が国においても失業、あるいはまた倒産と様々な悪影響が生じ、年末を控えて無事に年が越せるかどうかという不安の声や大変な危機感が日常のように報道なされております。このことは、我が外海離島の島においても、今すぐ直接的にとは言わないまでも、じわじわと来年度以降に向けて様々な悪影響が生じてくるのではないかと町民の間からも不安の声が聞こえますが、このような厳しい情勢下におかれまして、来年度予算の編成の時期に当たり、町長はどのような基本方針を持って平成21年度の予算編成について取り組まれるのか、その見解をお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答いたします。

資源高に端を発した相次ぐ物価高騰に、アメリカ発の金融危機が加わり、地域経済にも暗い影響を落とし始めております。このことから国の景気対策や財政運営の舵取りは一段と厳しくなることが予想され、低成長に伴う歳入減を視野に入れた軌道修正も想定されているところであります。国は本年6月27日閣議決定した「経済財政計画の基本方針2008」に基づき改革への取組を加速・深化するとし、平成21年度予算編成に当たっては、引き続き「基本方針2006」、「基本方針2007」にのっとり、これまでの歳出計画を緩めることなく、国・地方を通じ最大限の削減を行うとしております。また、総務省が発表した平成21年地方財政収支の8月試算においては、地方交付税が前年度比3.9パーセントの減と試算されており地方財政にとって極めて厳しい見通しであります。一方、県においては、地方財政計画の規模抑制など地方財政の状況、我が国の経済情勢及び金融市場の混乱に伴う影響などからの税収減への懸念、少子高齢化の進展による社会保障費の増や高水準の公債費など、これまで以上に極めて厳しい状況を踏まえた予算編成方針を打

ち出しております。

さて、本町の平成21年度予算編成についてであります、歳入において、町税の増収が望めないことや地方交付税の減額が想定されること、また歳出においては、国民健康保険特別会計への多額の法定外の繰出しが余儀なくされていることから極めて厳しい状況にありますが、基本的には第4次与論町総合振興計画の実現に向けた各種施策の推進とともに、自立化戦略会議からの提案や行政改革集中改革プラン等を早急に実行に移し、事務事業の総点検を行うとともに、更に踏み込んだ歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しを行い、経費全般についての節減、合理化、受益者負担の適正化及び自主財源の確保等、考え得るあらゆる方策を講じていきたいと考えております。

なお、国の景気対策のための交付金事業等が想定されていることから、各種情報等の収集にも積極的に対応していきたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 私の質問の仕方が悪かったのか、あまりその危機感は感じられないような感じになって、通り一遍の答弁じゃないかと私は受け取ったわけであります、今、8月の時点で3.9%の交付税の減ということで、大変厳しい試算が国からも示されており、またそれにのっとって、さらに歳出・歳入とも厳しく当局もやっていくという今、姿勢ありましたけれども、その後ですね、地方においてもいろいろと今、もう政治の本命の中で、いわゆる麻生総理がいろいろと発言をなされております。昨今では、また地方交付税も増額するような話もありますし、あるいはまた定額給付金の問題等もありますけれども、もちろん厳しく見積もった財政の予算編成の方針を押し出すことは大事でしょうけど、この100年に1度と言われるような厳しいこの不景気の中では、あえてまた中央が同額の言葉も発している中、思い切ってまたメリハリのきいた予算の編成等も考えていかなければならぬのではないかと考えるわけでございますが、その点は、もしこれから3月に向かって集中的にいろいろと具体的に編成に当たられるかと思いますけれども、町長の基本方針とですね、方針として、いわゆる歳出の中で産業経済の振興に対して、これは是非とも島の景気対策も含めて長い目で見た産業の振興に取り組んでいくためにこういうふうに予算措置をしていくのだという、あるいは観光や畜産・農業と、そういう個別の部門で具体的な方針が定まっておりますならば、是非お聞かせを願いたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私ども、私の方針といたしまして、3期目の公約である観光について、私は基本柱にしてやっていきたいという考え方をしております。財政が非

常に厳しくなる、まだ21年度はまだいいとして、22年度が相当国も地方もですね、本当の苦しさが22年度に来るんじゃないかというふうに言われているわけです。いろんな対策が今はまだまだ日本の政治といいますか、財政力からいきますと、21年度は何かこの対応策でやっていけるんじゃないか。しかし、22年は大変なことになるというのが一般の見方のようありますが、まず22年度になってから慌てることではなく、21年度からですね、その厳しさを考慮に入れた予算の編成をしていかなければならないんじゃないかという基本的な考え方をしております。それと、今まで以上にメリハリのある事業費の配分をしていかないと非常に問題があるんじゃないかと。おしなべて平均してやるという方法はなかなか問題があるんじゃないかというふうな考え方をしております。実際は総体予算の見込みが立ってはじめて、予算が具体的に出されていくわけですが、今のところはもう削れるものは徹底して削るということからしか、もう始められないという状況であります。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 是非ですね、やはりこういう厳しい時代が予想される中にあってこそ、限られた財源のメリハリを付けた配分というものが必要ではないかと思います。もちろん入ってくる歳入としては、我々はもちろん交付税も含めて、その器が決まっているわけでありまして、それをいかにあとは配分していくかによって、まさに島の振興・衰退が左右されるわけであります。ある意味では、従来まで国や県の示した、あるいはそれを追随した通り一遍の予算編成を続けてきたがゆえに現状があるとも言えるわけであります。そういう意味では、逆境は逆に、不況はチャンスとも言いますし、こういうときこそ、逆に地方のですね、発想、住民の本当の地に着いた問題意識にのっとった予算措置をする必要があろうかと思うわけであります。先般、私どもは認定農業者とですね、議会と意見交換会をしたわけですが、いわゆる畜産、あるいはまた野菜、園芸、あるいはハウスのまた補助金の問題等、様々な危機感をもって我々にいろいろと質問されました、意見交換をしたところですが、まだ初めてでありましたので十分ではなかったのではないかと思います。そういう意味ではですね、後で懇親会の中でいろんな、本当にもうざくばらんな意見をきましたが、本当に議会は独自に調査もしているのかと、予算編成に当たっても、議員の審議に当たっても、行政の追認をしているだけじゃないかというお叱りを受けて、本当に私も恥ずかしい思い、また厳しい思いをしたわけでございます。それは、またあえて申しますれば、また行政の方としても、この予算措置に当たり、本当に住民の声をですね、聞いて予算編成をされておるのか、住民の切実な今の厳しい実態というものをどこまで認識されていらっしゃるのか、そ

れを本当に十分に反映されたきめ細やかなですね、もちろん単発的に予算措置をする、特効薬的に効くわけではないでしょうけれども、そういう目配りをされているのか、また今、いろんな光ファイバーに伴って説明会がされておりますけれども、今後編成するに当たり、そういう住民の本当の実感を組み入れた予算編成に取り組まれていくのか、またその辺ももっと踏み込んで調査されていかれるのか、お聞かせを願いたい。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの、先ほど観光ということを申し上げたんですが、それともう1つですね、ただいま出ました光の問題、これは光の問題については、教育とかだけでなく、いわゆる文化教育だけでなく経済面、いわゆる観光面、商業面、農業面、産業面すべてのですね、根幹をなすものだと認識しております。したがいまして、思い切ってそれはやらんといかんということで前倒しで国の方も予算をということで、その連絡も受けているわけでありますけれども、光だけはもう早急にやりたいと。これがまた非常にその金額の張る事業ではあるんですけども、町の負担とするものが10年間で約4,000万円、3,900万円余りであります。10年間でそれだけ負担をしていけばできるということで、それぐらいであれば早急にその工区から考えたら、もう早急にやるべきだという決断を下してやっているわけであります。それを元にしてですね、将来の、特に私は農業・観光が1番この恩恵を受けるんじゃないかというふうに考えておるわけでありますけれども、私どもの島の将来はこれに左右されるんじゃないか、これを十分に使いこなして、頑張っただけの効果を得ることができる、そういう手段をですね、今のうちの1日でも早くやるべきだという思いで光を導入したわけであります。ただ、その娯楽面とか、いろんなそういう情報だけの問題じゃなく、それを活用することによって、財政・経済的にも大きな利益が得られるということもあってやっているわけであります。その点、また御理解いただければありがたいと思いますが、総体的に今何をすべきかというのと、将来何が、将来に向かって今何をすべきかということを基本において考えていく、それには、また町民の声ももちろん改めて十分に取り入れてですね、やっていきたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 光ファイバーのことがありましたので、それにもちょっと触れたいと思うんですが、その前にですね、先ほど町長に申し上げました、本当に町民の声を真摯に受け止めた予算編成がこれからますます厳しくなればなるほど必要じゃないかと。やっぱり「イチャリティドウ・エージラサ」、厳しくなればなるほど、町民の不平不満は我々議会や行政に向かってくるのは、これは正に言うまでも

ないことだと思います。そういう意味では、ひとつ議長の方にもですね、今後我々委員会でもいいでしょうし、あるいはまた全員でもいいでしょうし、あらゆる町民の機関、組織に自らが下りていって、向こうから言ってくるのを待つのじゃなく、そういうことを議会の活性化という観点からも是非取り計らっていただくよう要望しておきます。農協の懇親会の中でも、今度はお前たちが今度俺たちが問い合わせしたことに対して答える番じゃないかということも、その席である人から言わされましたので、ひとつよろしく議長の方にでもお取り計らいのほどをお願い申し上げたいと思います。

そこで、今、光ファイバーが正に島の浮揚対策になってくるんじゃないかと、この情報化によって、この小さな島を大きくやって大きくしていくのはこの方法しかないんじゃないか、正にそれは同認識であり、共有するところであります。観光にしても、あるいは農業、いろんな産業の振興にしても、正に今の時代にあっては情報というものは欠くことはできないわけであります、そこで情報化が進んで、インターネットでいろんな販売をしたりしてくることがますます現時点でも様々になされている方はなされているでしょうし、ますます個人出荷等、そういうネット販売等が増えてこようかと思います。ある意味では、また今の現代のJAの生産体制、また販売体制を続けていく限り、またそうせざるを得ないでしょうし、そういう体制だけでは、また追いつかない情勢になってくるんじゃないかと思います。そこで1番将来懸念されるのはですね、もし農産物の個人出荷をした場合、それでいろいろな問題が生じた場合が大変与論全体のイメージとしていろんな風評被害とマイナス面が大きく考えられるわけであります。JAを通して出荷するのであれば、県の方においてそれなりの検査体制が抜き打ち的にあるということを聞いておりますので心配はないでしょうけど、ある意味では現時点においては、個々人の出荷販売というものは、一つのそういう検査体制においては野放し状態じゃないかと思います。もし問題がなければ幸いでありますけれども、問題があったときは、個人というよりも与論島がということになりますて、観光、あらゆる面でマイナスが生じるんじゃないかと思います。

そこで、やはりその光ファイバーを導入すると同時に、町独自の検査体制というものをしっかりとですね、その人材も、機器も備えて、整えておかなければ後手に回って大変なことになるんじゃないかと思います。先般の9月の質問においても、ちょっとそういう話ちらちら聞こえたんですけど、それも含めてどのように進んでおられるのか、また今後の通信の方法について見解をお伺いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） おっしゃるとおりですね、中心になって、それをきちっと商品

の信用性、安全性をやる機関を通さずに直でやるということは、利益を大きく生む反面、また不信感を大きく持たれることも考えられるわけです。そういう点の考え方もあるわけですが、ただ今、現在私どもとしては、その検査体制、与論から出る生産物の安全性をちゃんと保証する機関、いわゆる検査体制をつくるということで、一応中山間事業の中に取り入れてやろうということで、今の加工センターのあれの中に取り入れてやろうという計画でやったわけですが、事業の内容が全然違うということでですね、一応は今の加工センターをつくってから、それから別の事業でこれをそこの中に導入するという考え方を今しているわけです。その点は、もう今年、加工センターはできますので、早急にその対応は考えていきたいというふうに思っております。農薬の濃度の問題とかですね、いろんな諸々の検査ができるように、今現在、経済連を通していろいろと検査は定期的に何といいますか、ピックアップをしてやってはいるわけでありますが、そのすべてをやるというわけには、相当な金額がかかるもんですから、できないわけでありますけれども、それが島でそういうふうなのができればということで、県の方々と相談はしてございます。以上です。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 是非、その点はですね、早急にやっぱり進めていっていただきたいと思います。恐らくますますそういう個人的な販売等は、これから大きく増えてくるんじゃないかと思われるわけでございますので、あるいはまたそういう中で、個々人じやなくして、個々人をまたグループ化した、あるいはそのいろんな流通、経費の面、いろんな面でもよりよい方法がまた出てくるかもわかりませんし、そういう中においては、特にまた検査をして、また与論のその独自の認証制度等もまたいろいろ感じて考慮していく必要があろうかと思いますし、それにも増して、また折に触れては、やはりそういう生産者のいわゆる安全・安心の生産物の生産という意識の高揚をですね、やっぱり高めていく必要があるんじゃないかと思います。また町長もいつも言われているように、有機の島とこう言われているわけでございますので、そういう面から考えても、やはり有機、無農薬、安全・安心、そして高品質の品物、もちろん今のきびの安定経営というものも進めていくことは大切でありますけれども、よりまた限られた農地で収益を上げて、農業でまた生活していくためには、やはり若い農家経営者等は、恐らくそういう方向に他品目、高品質のものにですね、今後ますますやはり取り組んでいかれるんじゃないかと思いますので、それによって生じるいろいろなリスク面を町としてもカバーできるような体制を今後是非とも整えていっていただきたいと思います。

それとですね、恐らく我々の今島は、みんなほんどの人が島に生まれ、島で育

って農業をしたり、あるいはまたそれぞれの自営業をして、サラリーマンというの は企業もそんなにないし、割と少ないもんだから、本当に今、中央あたりで起きて いる危機感というのは本当に薄いもんがあろうかと思うんですよね。しかしながら、外海離島であるがゆえに急激にはとてもなおさら年を追うごとに深刻な影響が 生じてくるんじゃないかなと思います。例えば、島においても、公共事業等が少なく なっているおかげで、関係ですね、やはり今までのいわゆる建設関係の仕事に携 わった人たちのいろいろ解雇の話も聞かれますし、それ以外にまた仕事があるのであれば、大変助かるわけでありますけれども、限られたこの島の中ではなかなかそ ういう雇用の創出というものが、なかなか雇用体制というものが不足しているんじ ゃないかと思いますけど、この点をですね、雇用創出の事業もいろいろ進められて いるわけでありますけれども、その実績、あるいはまた効果等も含めてですね、今 後その雇用問題に関してはどういうふうにして取り組んでいかれるおつもりか、お 伺いをしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、私ども、1番雇用の問題といいますか、子供を生み育てる 年代層が安心して島で生活できる環境、これはもう雇用以外にないということで、 雇用ということで一生懸命今までやってきたわけでありますけれども、もうただで すね、限られた人口の中で雇用、雇用ばっかり言ってですね、その対応ができない という面も考えなくちゃいかんじやないかという思いもしております。入りたいか ら、もうどんどんいらっしゃいということではなく、1つずつですね、その目的を ある程度まで達した次に、またお願いするという形にしないと、もう入るだけどん どん入れてから、誰を雇うにしても、募集しても1人も来ないじやないかということ になれば、また大きな問題が生じる。急激ではなく、着実に段階を踏んだ企業の 導入をしていきたい。実際に、今入っているマルコさんと、それ以上の会社です か、もう大きな会社も何件が来ているわけですが、この島の事情を全部説明をして ですね、御理解をいただいているわけでありますが、もう入りたいならどうぞどう ぞでどんどん入れるということではなく、対応できる限度内で順次お願いをして いきたいという考え方をしております。

それとあと種類がまた、企業の種類がですね、全然違うということになれば、また それはその時点で考えていかなければならぬんじやないかというふうにも考 えています。

以上です。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 分かりました。私が申し上げるのは企業だけの雇用のことを申

し上げている、それはもちろん大事です、わけではありません。島の中でいろいろな農業や産業、あるいはまた様々な現在ある雇用機関がありますよね、役場の臨時にも。だからそういうそれぞれが本当に、若い人が農地もあって農業でやっていける人はいいわけなんですけれども、本当に切実に仕事がなくてやはり困っている人がおられる。あるいは、また今、内地の方で企業も倒産し、仕事も無くなれば、やはり島出身の若者が島に帰って来ないとも限りません。そういうときにですね、やはり速やかに対応できるようなひとつの雇用の情報といいますか、求職といいますか、そういうのに対応したあれをですね、例えば農業の時期には農家でも人出が足りなければ、やっぱり安い賃金であっても時間的にそれをやっぱり求める人もおりましょうし、また何かの公共事業で、當時は雇うことができなくとも、また緊急のときにはまた雇いたい、そういうですね、やっぱりニーズに対応したような、ある意味ではシルバー人材センター、そういうものみたいなですね、ひとつのあれもやっぱり検討してですね、すぐ本当に困っている人に対応できるように、あるいはまた求めているその雇いの側にまた対応できるような、そういう雇用の流動化と申しましょうか、こういうことをですね、やっぱり調査して、また対応していく必要もあるんじやないかと思うわけです。そうすれば、やっぱりいろいろ農家にしても、やっぱり本当に労働体制の軽減にもつながるし、コスト面でもまた助かる点もあるかと思いますけれども、そういう取組などはいかがなものかだと思いますけれども、町長はこの件に関して見解はどのようにお持ちでありますか、お伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かにですね、今後そういう企業が、今までほとんど役場産業と言われるぐらい役場、農協、そして製糖場ぐらいのあれですね、あと病院がございますけど、これは特殊のあれでありますて、今までの中からいくと、総体してその必要性はなかったかもしれませんけれども、これからは非常にそういう人材センターみたいな、育成しておくというのは必要になってくるかと思います。逐次検討してまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 是非、よろしくお願ひをしたいと思います。

予算編成についてということで、語れば幅広くあるわけですが、また個別のことに関してはですね、追ってまたいろいろ具体的に申し上げてみたいとは思います。ここで町長の答弁の中に、交付金事業等の予想ということが書かれておりますけど、これはいわゆる今言われている定額給付金のことじゃないかと思いますけれども、違いますかね。いわゆる国の2次補正で出されるという定額交付金、こ

の交付金事業等が想定されるというのはこのことじゃないですか。違います？そうですか、これについて。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、まだ仮称、仮のあれだということで、まだはつきりその名目が決まっていないんですけども、先般、いろいろ先生方お尋ねして、地域の財政の問題等々いろいろお願ひをしてまわったんですが、今度政府の方で検討していると、ほぼもう決定しているということで、財務副大臣の森山先生からのあれなんですけども、一応私どもの、仮称になっているわけですが、地域活性化生活対策臨時交付金ということで、これが100%、もう何に使ってもいいということで、ただしだすね、事業を今年度中にやるか、計画を立てて、来年度まで明許繰越でもいいということでですね、その事業に使えるような金額のことを言っているわけであります。これは都道府県に2,500億円、そして市町村に3,500億円、与論で多めにやつたらちょっと大分いただけるんじゃないかというふうに試算はしているわけでありますが、まだその点が公表、ちょっともう先生がおっしゃつただけのをちょっとメモしてきただけで、まだはつきり出てはいないんですが、ある程度の金額が事業費として下りてくるということになっているということでございます。そのことを言っているわけです。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 勘違いしまして、さっき申し上げたのは定額、あれは給付金であります、これは交付金ということ就可以了けども、今のニュアンスでは相当なお金が予想されるみたいで、あえて今は言えないという感じですよね。すけども、それは決まつてくるわけなんですか。そのさっきちょっと事業計画みたいな話もあったわけなんですが、一方ではまた何に使ってもいいというような話もありますし、もうばっと来て、あとは自由に使えるものなんですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 事業に使う資金です。何か事業をしないといかんわけです。また、今計画してやっている事業にもそれを、その金額をそれに振り替えて使ってもいいということです。

○8番（喜村政吉君） あらかじめその事業計画は上げなくてもいいですか。

○町長（南 政吾君） 改めて上げなくてもですね、もう上げて、もう年度末ですので、もう事業はできないですから、それを上げて、計画を立てて、来年度に使ってもいいと、明許繰越という形でですね、使ってもいいし、今やっている事業の中に町の出し分があるわけですよね、事業がいろいろ。その中に入れて使ってもいいしという、非常にですね、ありがたい内容の、ただ貯金はできません。これはは

つきり言われましたので貯金はできないということで、それだけははつきり、いわゆる年度末の活性化という考え方の交付金じゃないかと思っております。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 少し希望の持てるような今そのお金の、交付金のお話がありましたのでですね、是非ともそれを使うに当たっても、本当にですね、町民のニーズ、実態というものを実際調査していただき、本当に効果のある交付金事業、成果のあるものには是非ともしていただき、島の活性化につなげていただきたいと思います。

本当に、今のこのいわゆる100年に1度とまで言われておりますこの世界的な同時不況というものは、恐らくもうしばらくこういうふうに景気が回復するということはなかなか見通せないんじゃないかと思います。そういう意味では、我々の農家の方々が心配しております、いわゆる畜産のこれからまた価格のアップ、あるいは農産物のアップ等もなかなか考えがたい。そこでは、もうやはり考えられるのは、コストをいかに削減していくかという点だと思うんですよね。農産物の、生産物の価格は上がらないわ、本当にコストはアップするわ、ということになれば、本当にもう厳しい局面が予想されます。認定農業者の方たちでさえ、そういう声を上げておられるわけでありますから、なおさらそれ以上に零細の方の方がほとんどでありますからですね、もっと厳しい局面が予想されるわけであります。どうかそういう意味ではですね、もっと本当に与論の町民の、そして生産者のニーズ、実態というものを踏まえたメリハリのきいた予算編成に取り組まれることが一番私は今求められているんじゃないかと思うわけなんです。そしてまた今まででは、やはり現在のこの不況もそうでしょうけれども、経済のあまりにもグローバル化が求められたがゆえにこういう結果がもたらされました。逆に非グローバル化の動きも本当に様々な地域から出てきております。そういう意味では、まさにこれからいわゆるローカルな地域ですね、発想とか、そういうものが求められて、地域から中央に向かって発信するという時代だと思います。そしてまた、一番安心・安全というものに関して、知恵と金を使っていくことが正にこれから時代にニーズとして大きく求められていくんじゃないかと考えます。そういう意味では、正に我々がオンリーワンとして立ち上げて、本当にやっていこうというものにもある意味では合致していくんじゃないかと思いますが、オンリーワンという言葉がややもすると一人歩きして、なかなか中身が付いてきていないような実感を伴うような側面もあるということを、町民からもよくしばしばお聞きするところでありますのでですね、そのオンリーワンを打ち立てた最初の理念に立ち返ってですね、最終局面をいよいよ迎えようとしていますので、今一度それを実現するための本当に安全・安心なまちづくり

を、また活性化に向かって今後の町長のですね、取組について見解をお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） オンリーワンの島づくりということについて、町民の御協力を得ながら、今、一生懸命やっているわけであります。また、その考え方についてでございますけれども、その前に今回、第5次総合振興計画を立てますので、先ほど喜村議員からの要望がありましたが、その中にも町民の声を十分に取り入れて計画をしていきたいというふうに思っているわけでありますが、まずそのオンリーワンの概念についてでありますけれども、私ども与論にあるもの、いわゆる与論の人も全部含めてであります、それをフルに活用することになると、与論の真似が、どこにもないような島づくりができるんじやないかと。それにはやっぱり今おっしゃったその安心・安全の最もその優れた信用のできる島というのも、やっぱりオンリーワンの島づくりの1つの要素だということになろうかと思います。ほかのですね、島にないものを持った島という考え方方がオンリーワンということで、最初そのオンリーワンというのが全然その意味があんまり抽象すぎて分からぬという非常に喧々諤々の議論をやったわけでありますが、皆さんにお願いして、もうこれ以外にないと、島の、祖先から残された島の財産を十二分に生かす、狭いということも含めてですね、十二分に生かすことの、生かした島づくりというのをオンリーワンとしか言いようがないということで、無理にお願いをして、オンリーワンという名前を付けさせていただいたのは、そういうあれがあるからです。その思いで、どこにもない島づくり、素晴らしい島をつくっていくというのを基本にして頑張っていきたいというふうに思っております。それには、まず第1に島の方々が十分納得しなければ、それはやっていけないわけでありましてですね、まだまだ私どもの勉強不足の点があるのはもう重々承知しているわけでありますが、今後また努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 最後に、是非こういう厳しい時代であればこそ、非常にリーダーとしてのリーダーシップが、トップのリーダーシップというものがますます問い合わせられ、また求められてくるものだと思いますので、是非ともしっかりと頑張っていただきますように心からお願いを申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（町田末吉君） 8番、喜村政吉君の一般質問は終わりました。御苦労様でした。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、12月11日、本会議であります。日程の都合により、特に午後3時に繰り下げる開くことにします。

定刻まで御参集ください。

本日は、これで散会します。御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後4時16分

平成 20 年第 4 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 20 年 1 月 11 日

平成20年第4回与論町議会定例会会議録

平成20年12月11日（木曜日）午後3時30分開会

1. 議事日程（第2号）

開会の宣告

第1 陳情の委員長報告及び討論採決

○総務厚生常任委員長

- 1 陳情第12号 名瀬測候所の継続を求める陳情
- 2 陳情第13号 与論高校に与論中学校特別支援学級卒業生が何らかの形で入学を実現するための意見書の採択要請についての陳情

○文教経済常任委員長

- 1 陳情第7号 古里内原地区大田豊宅前から叶地区2号ため池までの道路改良舗装について
- 2 陳情第8号 叶公民館西側道路の新設、改良舗装についての陳情
- 3 陳情第9号 「汚染米」事件の徹底解明を求める意見書の採択要請についての陳情
- 4 陳情第14号 WTO農業交渉に関する陳情

追加日程第1 発議第5号 名瀬測候所の継続を求める意見書

追加日程第2 発議第6号 与論中学校特別支援学級卒業生が平成22年度から与論高校において特別支援教育を受けることができるようすることを求める意見書

追加日程第3 発議第7号 「汚染米」事件の徹底解明を求める意見書

追加日程第4 発議第8号 WTO農業交渉に関する意見書

第2 閉会中の継続審査、調査申出について

総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会、議会運営委員会

議会議員定数等調査特別委員会

2. 出席議員（11人）

1番 川 村 武 俊 君	2番 林 隆 寿 君
3番 供 利 泰 伸 君	4番 福 地 元一郎 君
5番 喜 山 康 三 君	6番 本 畑 敏 雄 君
8番 喜 村 政 吉 君	9番 野 口 靖 夫 君
10番 麓 才 良 君	11番 大 田 英 勝 君

12番 町田末吉君

3. 欠席議員（1人） 欠員（0人）

7番 坂元克英君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名（12人）

町長	南政吾君	教育長	田中國重君
総務企画課長	元井勝彦君	会計課長	佐多悦郎君
税務課長	沖吉明君	町民福祉課長	沖野一雄君
清掃センター所長	杉田惣孝君	産業振興課長	池田一郎君
商工観光課長	久留満博君	建設課長	高田豊繁君
教委事務局長	野田俊成君	水道課長	岩村安峰君

5. 職務のため出席した事務局職員（2人）

事務局長 川畠義谷君 書記 林孝徳君

開議 午後3時30分

-----○-----

○議長（町田末吉君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 陳情の委員長報告及び討論採決

○議長（町田末吉君） 日程第1、陳情の委員長報告及び討論採決であります。「陳情第12号 名瀬測候所の継続を求める陳情」、「陳情第13号 与論高校に与論中学校特別支援学級卒業生が何らかの形で入学を実現するための意見書の採択要請についての陳情」を議題とします。

総務厚生常任委員長の報告を求めます。10番。

○総務厚生常任委員長（麓 才良君） ただいま、議題となりました「陳情第12号名瀬測候所の継続を求める陳情」、「陳情第13号 与論高校に与論中学校特別支援学級卒業生が何らかの形で入学を実現するための意見書の採択要請についての陳情」について、当委員会の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月9日午後2時から会議室で全委員出席のもと開催いたしました。

まず、陳情第13号について申し上げます。本陳情の審査に当たっては、参考人として、陳情者の林 健一氏、関 義一氏及び当局から田中教育長と野田教育委員会事務局長の参与をお願いし、審査をいたしました。

最初に林氏、関氏の順で改めて陳情の趣旨について補足説明を求めました。次に、教育委員会の取組の経過と見解について説明を求め、その後意見交換を行いました。その中で主なものについて申し上げます。参考人の方から、子供たちの状況、陳情に至った経緯など熱い思いが語られました。特に、子供が学校が好きである。これまで、保育所、幼稚園、小・中学校と仲間や先生・地域に支えられて精一一杯頑張ってきた。これからも社会、学校、仲間と関わり合って育てていきたい。島外へ出すのは、経済面など諸般の事情でできないのが実情であることなど、子供への深い愛情ともどかしさを切々と訴えておりました。また、このことについては、町教育委員会も県教育委員会への要請をはじめ、本町で開催された全国離島市町村教育長会の決議に盛り込み、新聞でも報道されたところでございます。

審査の中で、実現に向けては財政的な課題が非常に大きいが、障害のある子供たちが地域社会の中で伸び伸び・生き生きと暮らすことこそが、健常な子供たちを健やかに育てる上でも極めて重要であるとの共通認識に立ち、本陳情は全会一致で採択することに決しました。

なお、本陳情の趣旨が平成21年度末の与論中学校特別支援学級生の卒業に間に

合うよう、議会、当局、陳情者等で連携して取り組んでいくことを確認したところであります。

次に、陳情第12号について申し上げます。本陳情は、参考人と教育委員会の参与の退席後に委員で審査をいたしました。名瀬測候所については、「国の行政機関の定員純減について」の閣議決定の方針により、原則廃止することになっております。情報技術の革新により、情報の伝達は広範囲にわたっておりますが、近年の地球温暖化によると思われる異常気象の発生など、名瀬測候所に常駐する職員が行う地域特性に適合した迅速かつ的確な気象観測業務は、住民の生命・財産の確保、暮らしの安心・安定のため欠くことのできないものであるとの意見集約がなされ、全会一致で採択すべきものと決しました。

参考資料として、「離島・僻地における高等部特別支援教育の状況」と「国の行政機関の定員純減について」の文書を添付しておりますので、参照してください。

以上で、総務厚生常任委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（町田末吉君） 総務厚生常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

これから、「陳情第12号 名瀬測候所の継続を求める陳情」について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、「陳情第12号 名瀬測候所の継続を求める陳情」についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、「陳情第12号 名瀬測候所の継続を求める陳情」は、採択することに決定しました。

次に、「陳情第13号 与論高校に与論中学校特別支援学級卒業生が何らかの形で入学を実現するための意見書の採択要請についての陳情」について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、「陳情第13号 与論高校に与論中学校特別支援学級卒業生が何らかの形で入学を実現するための意見書の採択要請についての陳情」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、「陳情第13号 与論高校に与論中学校特別支援学級卒業生が何らかの形で入学を実現するための意見書の採択要請についての陳情」は、採択することに決定しました。

次に、「陳情第7号 古里内原地区大田豊宅前から叶地区2号ため池までの道路改良舗装についての陳情」、「陳情第8号 叶公民館西側道路の新設、改良舗装についての陳情」、「陳情第9号 「汚染米」事件の徹底解明を求める意見書の採択要請についての陳情」、「陳情第14号 WTO農業交渉に関する陳情書」を議題とします。文教経済常任委員長の報告を求めます。9番。

○文教経済常任委員長（野口靖夫君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第7号 古里内原地区大田豊宅前から叶地区2号ため池までの道路改良舗装について」、「陳情第8号 叶公民館西側道路の新設、改良舗装について」、「陳情第9号 「汚染米」事件の徹底解明を求める意見書の採択要請について」、「陳情第14号 WTO農業交渉に関する陳情書」の件について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は閉会中ではありましたが、第1回目は10月22日、建設課長、産業振興課長補佐の参与を求めて、5人の委員出席のもとに開催し、第2回目は12月9日、産業振興課長の参与を求めて現地調査を行うとともに、説明を受け、それらを踏まえて審査いたしました。

陳情第7号から申し上げます。畑地帯総合整備事業の重要整備箇所の見落としており、今まで取り残されたことは行政の失態であります。現地調査の結果、整備は急務であるとの全会一致した意見がありました。県営畑総事業の執行残であることや事業量の規模等から判断すると、県と交渉しながら解決の方策を検討する必要があります。本陳情の趣旨に賛同し、早急なる整備が求められるとの判断から、採決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

陳情第8号は、現地調査の結果、陳情書にも記載されており地域住民の生活道路であるばかりでなく、農業振興上も重要な路線であり、叶自治公民館（コミュニティの場）への行き来にも日常頻繁に利用されている路線であります。降雨時の道路浸食により路面の凸凹が多く、道路が未舗装なため、車両の通行や歩行者に支障を来している現状にあり、早期の整備が必要であるとのことから、採決

の結果、全会一致で採択いたしました。

陳情第9号について申し上げます。汚染米の食用への転用事件は、陳情書にも記載されておりますとおり食の安全・安心を脅かす許せない重大な事件であります。このことから、

- 1 汚染米の流通先の徹底解明と、農林水産省の関わりと責任について明らかにすること。
- 2 義務でないミニマム・アクセス米そのものについて、「輸入は義務だ」とした政府見解を撤回するとともに、世界の食糧危機解決のためにも不要なミニマム・アクセス米制度の廃止をWTO交渉の場で提起すること。
- 3 不透明な米流通を引き起こした規制緩和の誤りを正し、政府が責任をもって安全なお米を安定的に供給するシステムを確立すること。

とする3点の趣旨に賛同するとの結論に至り、採決の結果、全会一致で採択いたしました。

陳情第14号は、あまみ農協与論事業所の山口利光本部長に参与として出席を求め、説明を受けながら審査いたしました。食糧自給率が40%と著しく低い我が国にとって、食糧増産を通じた食糧主権の確立はまさに国益そのものであり、WTO交渉の早期妥結のみを優先させていることは、世界各国の食と農の将来に重大な禍根を残しかねないことが懸念されます。食料の安全保障や農業の多面的機能を重視した新たな貿易ルールの確立が重要であるとの意見から、採決の結果、全会一致で採決いたしました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査と結果について、御報告を終わります。

○議長（町田末吉君） 文教経済常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対して、4件一括して質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

これから、「陳情第7号 古里内原地区大田豊宅前から叶地区2号ため池までの道路改良舗装についての陳情」について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、「陳情第7号 古里内原地区大田豊宅前から叶地区2号ため池までの道路改良舗装についての陳情」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、「陳情第7号 古里内原地区大田豊宅前から叶地区2号ため池までの道路改良舗装についての陳情」は、採択することに決定しました。

次に、「陳情第8号 叶公民館西側道路の新設、改良舗装についての陳情」について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、「陳情第8号 叶公民館西側道路の新設、改良舗装についての陳情」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、「陳情第8号 叶公民館西側道路の新設、改良舗装についての陳情」は、採択することに決定しました。

次に、「陳情第9号 「汚染米」事件の徹底解明を求める意見書の採択要請についての陳情」について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、「陳情第9号 「汚染米」事件の徹底解明を求める意見書の採択要請についての陳情」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、「陳情第9号 「汚染米」事件の徹底解明を求める意見書」の採択要請についての陳情は、採択することに決定しました。

次に、「陳情第14号 WTO農業交渉に関する陳情」についての、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、「陳情第14号 WTO農業交渉に関する陳情」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、「陳情第14号 WTO農業交渉に関する陳情」は、採択することに決定しました。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時45分

再開 午後3時46分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

○議長（町田末吉君） お諮りします。ただいま、お手元に配布のとおり、麓 才良君、野口靖夫君から意見書案の提出がありました。これを日程に追加し、追加日程第1、発議第5号、名瀬測候所の継続を求める意見書提出の件、追加日程第2、発議第6号、与論中学校特別支援学級卒業生が平成22年度から与論高校において特別支援教育を受けることができるようすることを求める意見書提出の件、追加日程第3、発議第7号、「汚染米」事件の徹底解明を求める意見書提出の件、追加日程第4、発議第8号、WTO農業交渉に関する意見書提出の件として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、それぞれを日程に追加し、追加日程第1から第4までを議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 発議第5号、名瀬測候所の継続を求める意見書

○議長（町田末吉君） 追加日程第1、発議第5号、名瀬測候所の継続を求める意見書提出の件を議題とします。本件について、趣旨説明を求めます。10番。

○10番（麓 才良君） 発議第5号、名瀬測候所の継続を求める意見書案について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。提出者、与論町議会議員 麓 才良。賛成者、与論町議会議員 野口靖夫。賛成者与論町議会議員 喜村政吉。

提案理由を説明いたします。国においては、測候所の原則廃止の閣議決定に基づき、去る10月1日付で沖永良部測候所が廃止され、名瀬測候所が唯一の測候所となっています。名瀬測候所は、台風常襲地帯である本町にとって住民の生命・財産の確保や暮らしの安定、経済の維持等を確立する上で必要不可欠であります。

したがって、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に提出しようとする

ものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第5号、名瀬測候所の継続を求める意見書提出の件を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号、名瀬測候所の継続を求める意見書提出の件は可決されました。

-----○-----

追加日程第2 発議第6号 与論中学校特別支援学級卒業生が平成22年度から与論高校において特別支援教育を受けることができるようすることを求める意見書

○議長（町田末吉君） 追加日程第2、発議第6号、与論中学校特別支援学級卒業生が平成22年度から与論高校において特別支援教育を受けることができるようすることを求める意見書提出の件を議題とします。本件について、趣旨説明を求めます。10番。

○10番（麓 才良君） 発議第6号、与論中学校特別支援学級卒業生が平成22年度から与論高校において特別支援教育を受けることができるようすることを求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。提出者、与論町議会議員、麓 才良君。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫。同じく喜村政吉。

提案の理由を申し上げます。過去の与論中学校特別支援学級卒業生は、沖縄県や

大島養護学校に進学するしか手立てがなく、親元を離れ精神的・経済的な困難を強いられてきました。離島・僻地に居住していても国民として教育を受ける機会は平等に保障されるものであり、障害者基本法の精神に基づき、障害をもつ子供たちが地域社会において伸び伸びと生活できるように、与論中学校特別支援学級卒業生が与論高校において特別支援教育を受けることができるよう強く要望するものでございます。

したがって、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に提出しようとするものであります。念のために、意見書案の朗読をいたします。

与論中学校特別支援学級卒業生が平成22年度から与論高校において特別支援教育を受けることができるようすることを求める意見書案

障害の有無にかかわらず、また離島・僻地に居住していても国民として教育を受ける機会は平等に保障されるものであります。現在、学校教育法第81条は、幼稚園から小・中学校まで特別支援学級を設置することができるとしていますが、同法施行規則に高校に設置する規定がなく、全国的に高校に特別支援学級を設置している例は少ない現状にあります。それゆえに、本町においては、これまで沖縄県や大島養護学校に進学してまいりました。離島においては、島を離れ、親元を離れて養護学校高等部への進学をするには、二重生活による精神的・経済的な課題が多く、困難な状況にあるのが実情でございます。特に、平成21年度の与論中学校特別支援学級卒業生については、子供の障害の状況や家族構成などの家庭状況から、親元を離れて進学させることは不可能と思われます。障害をもつ子供たちが地域社会においてのびのび・生き生きと生活できることは、健常な子供たちの育成の面でも欠くことのできないことであり、障害をもつ者に教育を受ける機会を保障した障害者基本法の精神に沿うものであります。本町は島ぐるみで幼少中高一貫教育を推進し、人づくりを島興しの柱としてきた伝統を受け継いでおります。そのことにより、与論中学校と与論高校は国指定の中高一貫教育推進校でありました。国の指定がなくなった今でも、県と町はこれを推進し、教育立島を島是の柱として取り組んでおります。

つきましては、障害をもつ子供たちや保護者の離島ゆえの厳しい実情と、本町の人づくりの伝統を御賢察いただき、下記の事項について特段の御配慮を賜りますよう要請申し上げます。

記

- 1 与論高校に特別支援学級又は大島養護学校高等部分教室を設置するなど、平成22年度から障害のある生徒が特別支援教育を受けられるようすること。

2 学校教育法施行規則を改正し、高等学校に特別支援学級の開設ができるよう
にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

宛先は、衆議院議長河野洋平殿、参議院議長江田五月殿、内閣総理大臣麻生太郎
殿、文部科学大臣塩谷立殿。

同様のものを県の議会議長、知事、教育長の方にも提出をすることになります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会
付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号については、委
員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第6号、与論中学校特別支援学級卒業生が平成22年度から与論
高校において特別支援教育を受けることができるようすることを求める意見書提
出の件を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号、与論中学校特
別支援学級卒業生が平成22年度から与論高校において特別支援教育を受けること
ができるようすることを求める意見書提出の件は可決されました。

-----○-----

追加日程第3 発議第7号 「汚染米」事件の徹底解明を求める意見書

○議長（町田末吉君） 追加日程第3、発議第7号、「汚染米」事件の徹底解明を求める
意見書提出の件を議題とします。本件について、趣旨説明を求めます。9番。

○9番（野口靖夫君） 発議第7号、「汚染米」事件の徹底解明を求める意見書案。上
記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。提出者、与論
町議会議員 野口靖夫。賛成者、与論町議会議員 麓 才良。賛成者、与論町議会

議員 喜村政吉。

提案の理由の説明を申し上げます。「汚染米」の食用への転用事件は、食の安全・安心を脅かす重大な事件であり、本町の学校給食や保育園、子ども園、医療・福祉施設までも巻き込まれることが懸念されます。今回の事件を徹底的に解明し、食の安全・安心が確保されることを強く要望します。

したがって、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に提出しようとするものであります。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第7号、「汚染米」事件の徹底解明を求める意見書提出の件を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号、「汚染米」事件の徹底解明を求める意見書提出の件は可決されました。

—————○—————

追加日程第4 発議第8号 WTO農業交渉に関する意見書

○議長（町田末吉君） 追加日程第4、発議第8号、WTO農業交渉に関する意見書提出の件を議題とします。本件について、趣旨説明を求めます。9番。

○9番（野口靖夫君） 発議第8号、WTO農業交渉に関する意見書案。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。提出者、与論町議会議員 野口靖夫。賛成者、与論町議会議員 麓 才良。賛成者、与論町議会議員 喜村政吉。

提案理由の説明を申し上げます。WTO農業交渉は、年内のモダリティ確立に向

けた動きが再び加速し、かつてない重大な局面を迎えるようとしていますが、早期妥結のみを優先させていることは、本町の食料と農業の将来に重大な禍根を残しかねないと懸念されます。金融・経済が世界的な危機にある中で、食料が工業製品と同様に取り扱われることがあってはならず、その動向は本町の死活問題にもつながるものであります。

したがって、本町の農業を死守していかなければならぬという決意の下、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第8号、WTO農業交渉に関する意見書提出の件を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって発議第8号、WTO農業交渉に関する意見書提出の件は可決されました。

—————○—————

日程第2 閉会中の継続審査・調査申し出について

○議長（町田末吉君） 日程第2、閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題とします。

総務厚生、文教経済、議会運営、議会議員定数等調査特別委員会の各委員長から、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（町田末吉君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第4回与論町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午後4時04分